

会 議 録

名 称 令和4年度第2回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和4年6月17日(金) 午後2時00分～午後5時02分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室
出席委員 山田健太 斉木秀憲 高山梢 山辺直義 上田啓子 太田雅也 旦尾衛 朝倉宏美
藤原和子 中村重美 大重史朗 小島昭男
説明員等 政策経営部広報広聴課長 中西明子
DX推進担当部DX推進担当課DX推進担当係長 牛嶋文
総務部区政情報課長 末竹秀隆 地域行政部地域行政課長 相蘇康隆
高齢福祉部高齢福祉課事業担当係長 野嶋陽子
高齢福祉部介護予防・地域支援課長 望月美貴
障害福祉部障害施策推進課長 宮川善章
子ども・若者部児童相談支援課長 木田良徳 児童相談所副所長 河島貴子
世田谷保健所感染症対策課長 高橋千香 世田谷保健所生活保健課長 佐藤秀和
事 務 局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 末竹秀隆
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹
区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

会議次第

(1) 区長挨拶

(2) 会長及び副会長の互選

(3) 審議事項

諮問第975号

「広聴業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(LINEを活用した広聴業務の実施)

諮問第976号

「里親支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(里親の普及啓発、研修・トレーニング及び里親養育の支援業務委託における個人情報の項目の追加)

諮問第977号

「子ども家庭支援業務」及び「児童相談所業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(クラウド上のオンライン会議の活用)

諮問第978号

「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(世田谷区児童相談所の第三者評価の実施委託)

諮問第979号

「児童虐待通告共通ダイヤル受付業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(東京都委託事業者からのインターネット回線を利用した情報提供)

諮問第980号

「地域振興及び地区カルテ業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(世田谷区スマートフォン講座実施業務委託の実施)

諮問第981号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部提供、本人外収集及び外部の電子計算機との回線結合に伴う個人情報の保護措置について

(メールを利用した社会福祉協議会との行方不明者等情報の共有)

諮問第982号

「介護保険業務」における個人情報の「高齢者・障害者保健福祉業務」への目的外利用について

(高齢者福祉サービスの事務事業見直しに向けた状況把握及び分析の実施)

諮問第983号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

((仮称) 世田谷区緊急時バックアップセンター運營業務委託)

諮問第984号

「生活保健業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(犬のマイクロチップ情報登録システムを利用した申請・届出受付の実施)

諮問第985号

「結核予防業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(オンラインを活用した結核患者の支援事業)

(4) その他報告事項

- ・令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しの検討状況について（報告）

1. 開 会

区政情報課長 こんにちは。ただいまから令和4年度第2回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

私は区政情報課長、末竹と申します。どうぞよろしくお願いたします。後ほど会長を選出いただくまでの間、進行を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

本日は新しい委員での初めての審議会でございます。恐縮ではございますが、皆様の席に委嘱状をお配りさせていただいておりますので御確認ください。皆様の任期でございますが、本年の6月1日から2年間ということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の机上配付の審議会委員名簿の順に従いまして御紹介させていただきます。恐れ入れますが、お名前をお呼びした際には御起立をお願いいたします。

土田伸也委員、吉田周平委員は、本日、御欠席の御連絡を頂戴しております。

〔各委員紹介〕

区政情報課長 皆様、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

2. 議 事

(1) 区長挨拶

区政情報課長 続きまして、保坂展人世田谷区長より御挨拶を申し上げます。区長、お願いたします。

区長 皆さん、こんにちは。世田谷区長の保坂展人です。

このたびは、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の委員の改選に当たりまして、委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。加えて、本日は、お忙しい中、当審議会に出席をいただきましたことにも感謝いたしたいと思っております。

さて、これから委員の皆様にご審議いただきます情報公開制度と個人情報保護制度の2つの制度は、ともに世田谷区と区民の皆様との信頼関係をつないでいく非常に大事な制度でございます。

個人情報保護に関する最新の話題でございますが、昨年5月に個人情報保護法が国会で改正されたという動きがございます。この改正は、デジタル庁の発足などと深く関連をしておりますけれども、当区を含む全国の自治体の個人情報保護制度が基本的に全国一律の

内容とすべしという内容であることから、全国の自治体がこの改正法へどう対応するのか検討しているところでございます。もともとは、個人情報保護条例という形で国に先駆けて制定をされた歴史も、国よりも古い経過がございます。

私自身は、かつて国会にいたことがありまして、そのときに与党の個人情報保護法を創設するPTのメンバーでもあったこともございます。今回、世田谷区の個人情報保護条例と国の法改正との関係をどういうふうに整理するのか、また、その論点として重要なところがどこなのかというところを皆さんに議論していただくことは、極めて重要な議論になると考えているところでございます。

区といたしましては、本年2月に当審議会に意見を聴くため諮問させていただきました。3月から5月まで既に3回にわたって御議論をいただいていると報告を受けているところです。この改正法は来年4月1日に施行されていきますので、審議会の皆様からいただく意見を踏まえて、区として新たな制度構築に入っていきたいと思っております。忌憚ない御意見をいただくよう重ねてお願いいたしまして、御挨拶といたします。今日はありがとうございました。

区政情報課長 保坂区長、ありがとうございました。誠に恐縮ではございますが、区長はこの後の公務の予定がございますので、ここで退席とさせていただきます。

区長 失礼します。

区政情報課長 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

〔職員紹介〕

(2) 会長及び副会長の互選

区政情報課長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

なお、この審議会はおおむね2時間ということを目安にやっております。本日、諮問等を含めてかなりボリュームが多くなっておりますので、場合によりましては少しお時間が過ぎてしまうかもしれませんので、あらかじめ御了承いただければと考えております。よろしくお願いたします。

それでは、会長及び副会長の選任というところをお願いしたいと思います。

お手元にお配りしているクリーム色のフォルダの8のインデックス、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例というところを御覧いただきたいと思います。こちらの第5条「審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める」と

規定してございます。互選ということでございますが、会長につきましては、皆様、いかがでございますでしょうか。

委員 山田委員を会長に推薦させていただけたらと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

区政情報課長 ただいま委員の御発言とともに、皆様から拍手を頂戴しまして、山田委員を会長にということで、皆様、御了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

区政情報課長 ありがとうございます。では、異議なしというお声もありましたので、山田委員に会長として御就任いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、恐れ入りますが、会長に就任の御挨拶をお願いしたいと思います。

会長 では、謹んでお引き受けしたいと存じます。公平な審議に努めさせていただきたいと思ひますので、ぜひ御協力のほどをよろしくお願ひいたします。特に今、区長からもありましたように、審議会の役割や機能が大きく変わる節目のときでもあると思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。

では、引き続きまして会長より副会長につきまして何か御意見等ございますでしょうか。

会長 では、私から、もしよろしければ、斉木委員にぜひ副会長をお願いしたいと存じますが、皆さん、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

区政情報課長 今、会長より斉木委員とのお話とともに、皆様から願ひしますということでありましたので、斉木委員、よろしいでしょうか。

それでは、副会長につきましては斉木委員に御就任いただきます。ありがとうございます。

では、恐れ入りますが、斉木委員、副会長の就任の御挨拶をお願いしたいと思ひます。

副会長 斉木でございます。2期目でございますけれども、謹んで受けさせていただきたいと思ひます。

世田谷区のほうに勤務して10年目ということで、少しでも世田谷区に恩返しができると思ひます。できるだけ会長をサポートできたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

区政情報課長 それでは、ここからの会の進行を会長に引き継ぎたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 では、早速ですが、なるべく短時間に終わるように効率的に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。お三方の新しい委員の方々、また、継続の皆様方、改めましてよろしくお願いいたします。

本日は新しい委員による初めての審議会でありますので、審議に入る前に、机の上に配付されている資料と、当審議会に関連する条例などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、今回、机の上に用意させていただいている資料といたしまして、まず、先ほど見ていただいた条例ほか様々な根拠や規則等を綴じたフォルダが1冊ございます。続きまして、個人情報保護制度の手引ということで、こちらは黄緑色の冊子がございます。続きまして、情報公開制度の手引ということで、黄色の冊子でございます。合わせまして、審議のポイントということで、ビニール製の下敷きに入れているものです。個別の諮問案件については、審議のポイントなどを確認いただきながら見ていただければと存じます。ただいま申し上げた資料については、基本的にはここに置いてお帰りください。

本日、お持ち帰り用として御準備したのが、先ほど見ていただいております情報公開・個人情報保護審議会の委員名簿と、令和4年度世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の日程の2点です。こちらにつきましては、どうぞお持ち帰りいただきたいと思っております。

それでは、本日は諮問が11件、その他報告が1件となっております。本日の審議において使用する資料につきましては、事前にお送りさせていただいております。もし資料をお忘れの方などいらっしゃいましたら、事務局まで挙手等でお知らせいただければと思います。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

なお、本日、机上に報告第345号から第347号までの報告資料を配付させていただいております。こちらにつきましては、本日の審議会では、時間の都合で御報告は難しいと考えており、来週24日の第3回審議会で使用させていただければと存じますので、よろしくお願いいたします。本日、恐縮ですが、ぜひお持ち帰りいただきたいと思っております。

お手元の資料の御説明につきましては以上でございます。

会長 それでは、初めての委員の方々に簡単に御説明しますと、この会議は全て公開の会議でありますので、毎回傍聴の有無が確認されます。併せて、議事録を作っております、

議事録についても全て公開ということになりますので、これについては前回の議事録を確認して、その後公開するという手続になりますので、改めて御説明申し上げます。

では、今日の傍聴人につきまして、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日の傍聴につきましては希望がございませんでした。傍聴なしでございます。

(3) 審議事項

会長 では、早速審議に入りたいと存じます。

諮問第975号

会長 まず、諮問第975号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の1ページを御覧ください。

「広聴業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、政策経営部広報広聴課、DX推進担当部DX推進担当課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課を代表し、広報広聴課より説明いたします。

広報広聴課長 それでは、皆様、こんにちは。広報広聴課長をしております中西と申します。どうぞよろしく御願いいたします。

私からは諮問第975号「広聴業務」における外部電子計算機との回線結合について（LINEを活用した広聴業務の実施）を御説明させていただきます。

1、回線結合する理由でございます。

広聴業務ですが、区民生活の安定を図るために、様々な所管において実施をしているところでございます。

現在、パブリックコメントにつきまして、はがきやファックス、区ホームページで意見を提出できるようにしておりますが、子育て中の区民の方などから、SNSを利用して意見を提出したいという要望も寄せられております。区民により身近な手法として、LINEアカウントを利用して区アカウントに対し、意見を送信する方法を取り入れることとしたいと考えております。

また、各所管課が実施しております施設やイベント、事業に対する意見を求める区民向

けのアンケート調査等につきましては、アンケート用紙やお知らせを配架、配布することなどによりまして周知しておりまして、アンケート用紙の回収や電子申請システムを利用して意見を募っているところでございます。こちらにつきましてもLINEアカウントを利用して提出できるようにしまして、より多くの区民等から意見を募ることができるようにしたいと考えております。

区民等から提出されまして意見につきましては、広聴業務実施所管課におきましてID及びパスワードを用い、区アカウント管理WEBサイトへログインしまして、データをダウンロードした後、その内容を確認いたします。

以上の理由から、区の電子計算機とインターネット上の管理サイトを回線結合するものでございます。

2、回線結合の相手方は管理サイトとなります。

3、諮問の趣旨でございます。本件は、LINEを活用した広聴業務を行うに当たりまして、区の電子計算機とインターネット上の管理サイトを回線結合するもので、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問いたします。

4、対象となる個人の範囲でございますが、区アカウントを利用して意見提出を希望する区民等でございます。

5、回線結合する個人情報の項目及び件数です。

(1)個人情報の項目につきましては記載のとおりでございます。

(2)件数、こちらは見込みとなりますが、他自治体の例を参考といたしまして約9,000件を予定してございます。

6、回線結合の方法につきましては記載のとおりでございます。

7、相手方の個人情報の保護管理体制です。

(1)通信の暗号化ですが、第三者に解読されることのないよう暗号化されてございます。

(2)サーバの管理です。データセンターに設置されているサーバは、ファイアウォールによる不正侵入の防止、稼働状況の監視、担当者の限定等、必要な措置が講じられてございます。管理サイトのクラウドサービスにつきましては記載のとおりとなっておりまして、セキュリティが確保されてございます。

8、区の個人情報の保護管理体制につきましては(1)から(3)の記載のとおりでございます。

9、回線結合の開始時期及び期間につきましては令和4年7月1日から継続して行いたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

会長 ただいまの件につきまして御質問ありますでしょうか。

委員 では、2点ほど確認をさせていただきます。

1点目は、まず件数に関してですが、見込みで9,000件と表示されています。ところで、従前は、はがき、ファックス、区のホームページでの意見提出を受けていたということです。年間平均してこの種の意見提出というのはどのくらいの件数になっているのか。それが今回、LINEアカウントを使うことでこういう形になると、いわば増えるのか減るのかを含めて、その辺の従来の年間の平均どのくらいの件数なのかを教えてください。

2つ目が、これは管理WEBサイトと回線結合ということですが、そのサイト自体を運営するのは、多分運営は委託だと思んですが、運営の委託先についての記述が特にないんですけれども、どういうところに運営を任せるのか。そこを教えてください。

以上2点です。

広報広聴課長 それでは、私から1点目を御回答いたします。

パブリックコメントにつきましては、50%以上の方から平均的に御回答いただいています。無作為抽出した4,000人ぐらいに意見を募っていますので、その半分ぐらいから意見をいただいていることが平均的な数と考えております。

今回、9,000件ということで想定させていただいたのは、近隣の自治体で実際にLINEを使ってやっている例からすると、9,000という数字では出してはございますが、区民意識調査の例で4,000で半分ということですので、それプラスアルファで、LINEを活用すると、御意見をいただけるんじゃないかということで数字を出させていただいたところです。

2点目のサイト運営の委託先ですが、……。

D X推進担当課 D X推進担当係長 D X推進担当課の係長の牛嶋です。

サイトは、運営を委託しているわけではなくて、メガクラウドの領域をシステム使用という形で借りています。なので、特に運営委託はしていなくて、区のセキュリティポリシーに従って、そのメガクラウドを使用しているという形になります。

委員 では、それは庁内の把握の下に行っているということで理解していいんですか。メガクラウドの領域を使用するという形でしたね。

D X推進担当課D X推進担当係長 はい。

委員 使用する場合の関わり方をどういうふうにルール化しているかというのを確認したかったんです。

D X推進担当課D X推進担当係長 機能をアップデートするためのシステムを提供している事業者があるんですけども、その事業者に世田谷区だけの領域をつくってもらって、その管理サイトにアクセスしているという形です。区が独自に構築しているわけではなくて、システムの構築だけしてもらって、そこを使っているという形です。分かりにくいですが。

委員 ということは、要するに、区は直でやっているんじゃないくて、メガクラウドの一定の事業者のところで、そのシステムのところを使用しているという話なんですね。

D X推進担当課D X推進担当係長 そうですね。

委員 だから、その事業者自体がどういう性格のものかというのを、どこにも記載がないので、それを確認したいと思って問合せしたわけです。

D X推進担当課D X推進担当係長 失礼いたしました。事業者は、その管理サイトを作るだけで、中のデータにはアクセスしないです。アクセス権限を持っているのはあくまで世田谷区だけです。

委員 大体分かりました。

D X推進担当課D X推進担当係長 分かりにくくすみません。

委員 いずれこの問題というのは結構色々なことに関わってきますので、一応そういう問題意識を持って、そこに注目もしておきたいということで問い合わせさせていただきましたので、理論については分かりました。

会長 念のために確認いたしますが、システム構築のための会社にある種の業務委託はするけれども、そこは個人情報のやりとりはないので、この諮問事項に上がってこないということによろしいわけですね。

D X推進担当課D X推進担当係長 そのとおりです。ありがとうございます。

会長 ちなみに、既に様々なSNS活用を世田谷区はされていますけれども、もう日常的に使っていらっしゃる会社なんですか。

広報広聴課長 昨年度から個人情報を扱わない形で使っていまして、事業者選定はかなり

しっかりしているのと、他の自治体もかなり利用しているところです。

会長 ありがとうございます。そういう追加説明ですが、委員、よろしいでしょうか。

委員 分かりました。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

委員 それは一つの企業といったところなんですか。

D X推進担当課D X推進担当係長 そうです。一つの企業が.....。

委員 運営しているんですか。

D X推進担当課D X推進担当係長 運営というか、システムの構築をしてくれている形です。

委員 システムの構築をしているところに頼んだということですか。

D X推進担当課D X推進担当係長 そうです。

委員 それは一般企業なんですか。

D X推進担当課D X推進担当係長 一般企業です。

委員 それで、先ほど聞かれたように、どういったところですかという意味なんですけれども、それは公表しないほうがいいということですか。

D X推進担当課D X推進担当係長 実際のシステムを構築している会社ですね。B o t E x p r e s s社というところで、L I N Eの自治体というか、行政の支援だけをやっている会社です。

委員 ということは、日本の地方の様々な組織がそういうところを使っているということですか。

D X推進担当課D X推進担当係長 そうですね。東京都で言うと、渋谷区が使っています。

委員 分かりました。

委員 言葉尻を捉えるようで申し訳ないんですけども、先ほどシステム構築をしたら、後は全部世田谷区の職員の方が入力から何からやるということで、B o t E x p r e s s社とは一切縁が切れるという言い過ぎかもしれませんが、でも、その後、個人情報が入力されている後も、何か不具合があった場合は、構築者のB o t E x p r e s s社に何か相談をすることはあるわけですね。

D X推進担当課D X推進担当係長 具体的なデータにアクセスさせることはありませんが、区が許可したときだけ定期的に機能をアップデートしてもらっているので、そのときだけ管理画面に入ることはあります。

委員 念のためですが、今おっしゃったことで、LINEの行政支援をされているのがBot Express社なんですか。LINEと関連会社なんですか。

D X推進担当課D X推進担当係長 LINE社のパートナー会社、テクノロジーパートナーのような、色々な会社がありますけれども、LINE社とも通じてできる幾つかのパートナー会社があって、その一つです。LINE社とは別会社です。

委員 別会社だけれども、関連会社ではあるんですか。

D X推進担当課D X推進担当係長 関連会社ではないです。資本関係はないです。

委員 そうですか。ありがとうございました。

会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、お諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第975号については異議なしと認めます。どうもありがとうございます。

諮問第976号

会長 次に、諮問第976号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、資料の4ページを御覧ください。ここから4件、児童相談所に関連する諮問となります。

まず、「里親支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の5ページからが諮問の内容となっております。

所管課は子ども・若者部児童相談支援課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

児童相談支援課長 それでは、児童相談支援課の木田でございます。よろしく願いいたします。

まず、諮問第976号「里親支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についての諮問をお願いしたいと思っております。

1、委託の件名でございます。里親制度の普及啓発、研修・トレーニング及び里親養育

の支援業務委託でございます。

2、委託の内容でございます。

区では、児童相談所の開設に伴いまして、児童福祉法に定める里親制度の普及啓発、研修・トレーニング及び里親養育の支援業務を外部委託により実施しております。

現在、こういった里親支援業務につきましては対面又は電話対応で実施しておりますが、里親さんが里親支援機関に相談することに対する垣根をより低くするため、オンラインを活用した支援を新たに取り入れ、里親さんが地域から孤立することを防ぎ、ひいては里親不調、被措置児童等虐待につながらないように、効率的に里親支援を実施するためのものでございます。

3、諮問の趣旨でございます。本件は、里親支援業務委託において新たに取り扱う個人情報項目を追加するものでございます。

4、対象となる個人の範囲でございます。里親登録希望者及び里親登録者のうち、オンラインによる支援を希望する者になります。

5、委託で取り扱う個人情報項目及び件数でございます。

まず1つ目、個人情報項目でございますが、里親制度の普及啓発、問い合わせ対応、登録手続補助及び研修業務につきまして、委託先が本人から収集するものとして、メールアドレスを新たな項目として追加するものということでございます。

次のページに参りまして、の里親登録者に対する相談業務というところでの委託先が本人から収集するものとして、メールアドレスを新たに項目として追加するものがございます。

(2)の件数でございます。里親制度の普及啓発、問い合わせ対応、登録手続補助及び研修業務については、里親登録希望者が約30件、里親登録者が約20件、里親登録者に対する相談業務については、里親登録者で約50件を見込んでおります。

6、個人情報を取り扱う場所につきましては区児童相談所及び委託先の施設になります。

7の個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無から11の委託の条件までは記載のとおりでございます。

12、委託の開始時期及び期間でございますが、令和4年7月から継続して行うことを予定しております。

最後に、13の委託先、参考として、それぞれの業務における委託先を記載しております。

す。

私からの説明は以上です。

会長 ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと確認の意味で教えてほしいんですが、6ページのところに(2)件数(見込み)とあります。ここに里親登録希望者、里親登録者、それがおのおの30件、20件とありますが、その後、のところで里親登録者約50件とありますけれども、これは上の30、20を合わせたのが50件という意味なのか、それとも、そもそも里親登録者の数が何件かあって、そのうちオンラインを活用した支援の関係がこのように分かれるとなっているのか、その辺の数字の決め方のところが分かりにくいので、確認の意味で教えてください。

児童相談支援課長 との業務はそれぞれ別の業務となりますので、の里親制度の普及啓発、問い合わせ対応、登録手続補助及び研修業務は、里親に登録される前の希望者の方が30件、こういった登録手続の補助、研修業務等で里親に既に登録した方が20件を見込んでおります。の里親登録者に対する相談業務は、それとは別に里親登録者の方を対象といたしますので、これが50件程度見込んでいるということでございます。

委員 分かりました。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 8の委託先との個人情報の授受の方法として口頭とありますが、口頭ということは、具体的にはどういうことを口頭で委託先に話をするのでしょうか。

児童相談支援課長 電話等での個人情報のやり取りを想定しております。

委員 そういった場合はそごが発生しませんか。

児童相談支援課長 そういうことがないように、委託事業者には留意するよう指導したいと思っております。

委員 それと、13の委託先が参考とありますが、この参考とはどういう意味なんですか。

会長 これについては私から御説明させていただきます。

実は、委託先については、今回の一連の諮問事項についての必要項目ではないものから、元々は、委託先については資料に入っていなかったんですけれども、委員の皆様方から、きちんとどこに委託するか分かった方がいいのではないかというご意見があったものですから、参考情報として、諮問に関しては必ず委託先をつけることにしているという慣例でございます。

委員 ということは、これから決めるということではないんですか。

会長 これは決まっている場合もあるし、予定している場合もあって、それぞれ御報告の中でお話があるかと思いますが、今回はどうなんでしょう。

児童相談支援課長 これはもう既に行っている業務を受託している事業者でございます。ここで引き続きこの業務の中で個人情報を取り扱っていただく予定でございます。

会長 委員、よろしいでしょうか。

委員 すみません、もう1点。こういった契約とか委託をする場合に、文書を施錠できる室内キャビネットで保管するとかありますが、具体的に皆さんが行って、その状況を確認しているわけでしょうか。ただ単にそういった文書で確認しているだけであって、実際は分からないところがありますので、そういった現場視察といったことはされるんですか。

児童相談支援課長 では、回答させていただきます。

受託事業者のうち、13で申しますと、(1)の委託と(2)の公認心理師協会に関しましては、児童相談所内で業務を行っておりますので、そこは、現地で確認しております。

委員 皆さんが行かれて確認していると。

児童相談支援課長 日々、我々が仕事をしている場所、同じ建物の中でやっているということとです。

会長 念のために一般論でお話をしておく、保護管理体制については、通常は世田谷区と業務委託先で契約を結んで、その契約に基づいて保護管理体制を約束させている。ただし、必要に応じて現認をしているという理解を私たちはしております。

ほかはよろしいでしょうか。

委員 念のための確認ですが、ここで取り扱う情報というのは、あくまでも里親と里親登録希望者と里親に既に登録している人であって、子どもの情報は一切論外という認識でよろしいのでしょうか。それが1点。

あと、6で個人情報を取り扱う場所で区の児童相談所及び委託先の施設、児童相談所がさらに委託をするというのは、例えばどういうところが挙げられるのかというのが2点目。

そして3点目です。委託先(参考)ですが、一般社団法人東京公認心理師協会というところは、私、初めて聞いたんですが、よく医師とペアになって医学の研究などに参加できるのは臨床心理士だという理解が私はあるんです。公認心理師と臨床心理士はどう違うのでしょうか。

児童相談支援課長 1つ目の質問につきましては、御指摘のとおり、里親登録希望者と里親の方ということでございます。

委員 子どもの情報は関係ないんですね。

児童相談支援課長 はい。

それと、個人情報を取り扱う場所につきましては、委託先の施設に関しましてまた委託ということは想定しておりません。

委員 では、基本的に区の児童相談所ということでよろしいんですか。及び以下は要らないということですか。

児童相談支援課長 1点だけ、里親登録者の相談業務のうち、NPO法人東京養育家庭の会だけは外の事務所ということになります。

児童相談支援課社会的養護推進担当係長 児童相談支援課の社会的養護推進担当係長の今井でございます。私から東京公認心理師協会の点についてお答えさせていただきます。

臨床心理士と公認心理師の違いですけれども、臨床心理士は、これまで大学院を卒業した方が一定程度の試験を受けて、臨床心理士会として資格を認めているものですが、それが数年前、国家資格として創設されたときに、公認心理師という名前に変わりました、もともとありました東京臨床心理士会も東京公認心理師協会と名称を変えています。

委員 では、同じものと見てよろしいんですね。

児童相談支援課社会的養護推進担当係長 はい、そうです。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

では、ないようでしたら、お諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第976号については異議なしと認めます。

諮問第977号

会長 では、引き続き諮問第977号になりますが、よろしくお願いたします。

区政情報課長 資料の8ページを御覧ください。

「子ども家庭支援業務」及び「児童相談所業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の9ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課、子ども・若者部児童相談支援課、児童相談所副所長でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課を代表して、児童相談支援課より説明いたします。

児童相談支援課長 それでは、引き続きまして児童相談支援課の木田が説明させていただきます。

諮問第977号「子ども家庭支援業務」及び「児童相談所業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

1、回線結合する理由でございます。

区の児童虐待対応機関として、各総合支所の子ども家庭支援センターと児童相談所がございしますが、虐待対応に当たりましては、対象児童と関わりのある医療機関などの関係機関と緊密に連携を図りながら、対応や支援を行っているところでございます。対象児童の状況が変化したり、新たなリスクを把握した場合には、関係機関からの要請に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所を交えて、早急に協議を実施することとしております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、特に医療機関との間などにおきましては、対面での協議実施が困難となっている現状でございまして、会場や人数制限等の制約のない柔軟な会議の実現が求められているところでございます。

そのため、令和3年度第6回情報公開・個人情報保護審議会諮問第964号の条件の範囲である主催者としてのオンライン会議システムの実施のみならず、医療機関など関係機関が主催し、区が参加者となるオンライン会議システムの参加についても必要であるため、諮問することが趣旨でございます。

2、回線結合の相手方につきましては記載のとおりで、Zoom、Teams、Webexを想定しているところでございます。

3、諮問の趣旨でございますが、本件は、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機を回線結合するものであることから、条例の規定に基づき諮問するものでございます。

4、対象となる個人の範囲は記載のとおりでございます。

5、回線結合する個人情報の項目及び件数についてでございますが、(1)個人情報の

項目といたしましては、基本情報のほか、家族の状況や生活状況、援助内容などを取り扱います。

(2) 件数としては、5つの子ども家庭支援センター及び児童相談所合わせて約100件を見込んでおります。

6、回線結合の方法、7、相手方の個人情報の保護管理体制、8、区の個人情報の保護管理体制は記載のとおりです。

9、回線結合の開始時期及び期間は、本審議会での承認を取れ次第、庁内の運用領域の調整等を行った後、本年8月から継続して行うこととしております。

御説明につきましては以上でございます。

会長 ありがとうございます。今、話がありましたように、既にこの会でオンライン会議の活用については承認済みですが、その会議の対象を広げるということの諮問です。いかがでしょうか。

委員 10ページの7、相手方の個人情報の保護管理体制に関する記述の3行目にある「本人の同意に基づいた最低限の個人情報の適切な保護と利用に努めている」について、最低限のというのは、例えば適切な保護にかかるのか、それとも適切な利用にかかるのか、利用の絞り込みとの関係で、この最低限のという枕言葉がどういうふうな意味合いなのか、そこがちょっと分かりにくいので、教えてください。

児童相談支援課長 これは最低限の利用のところにかかっているものでございます。少し分かりにくく申し訳ございません。

委員 結構です。

会長 私も気づきませんでした。確かに分かりづらい日本語ですね。

児童相談支援課長 申し訳ございません。言われて確かにそう思いました。

会長 ほかはいかがでしょうか。

ないようでしたら、お諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第977号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第978号

会長 続きまして、諮問第978号になります。事務局よりお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の11ページを御覧ください。

「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の12ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、子ども・若者部児童相談支援課、児童相談所副所長でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、引き続き所管課を代表して、児童相談支援課より説明いたします。

児童相談支援課長 それでは、続きまして諮問第978号「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

1、委託の件名は記載のとおりでございます。

2、委託の内容でございますが、児童福祉法第12条第6項におきまして、児童相談所設置主体は、児童相談所の「業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。」と規定されているところでございます。

児童福祉法第12条第6項につきましては、令和元年の児童福祉法改正において規定されたものでございますが、この改正法案提出に先立って行われた関係閣僚会議において決定された「児童虐待対策の抜本的強化について」の中で、「第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする」とされており、第三者による評価の実施が求められているところでございます。

そのため、区といたしましては、外部に委託をし、第三者評価として業務の質の向上を図ってまいることとしたところでございます。

3、諮問の趣旨でございますが、本件は、区児童相談所の第三者評価の実施を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであることから、条例の規定に基づき諮問するものでございます。

4、対象となる個人の範囲は記載のとおりでございます。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数についてでございますが、(1)個人情報の項目としては、区から委託先へ提供するものとしては別紙に記載の事項でございます。その他本人もしくは区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2)件数(見込み)といたしましては、児童相談所の援助方針を決定する会議に評価

機関の職員は参加しますので、そこで40件程度、個別ケースを10件程度確認する想定で約50件を見込んでおります。

6、個人情報を取り扱う場所から9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無につきましては記載のとおりでございます。

10、委託先の個人情報の保護管理体制のところでございますけれども、大変申し訳ございません。(2)の「個人情報を含む文書は、施錠できる室内で保管している」と記載されておりますけれども、委託先での個人情報の持ち帰り等はございませんので、ここは削除させていただきたいと思っております。

11の委託の条件は御覧のとおりです。

12、委託の開始時期及び期間につきましては令和4年7月から令和5年3月までということで予定をしております。

13、委託先でございます。これはまだ契約が済んでおりませんので、現段階では未定ということで考えておりますが、児童相談所の第三者評価を専門に実施する法人が設立されておりますことから、当該法人に委託することを現時点では想定しております。

私からの説明は以上です。

会長 諮問内容に修正が出ていますので確認いたします。10の(2)については削除ということであります。恐らく作業の流れとしては、委託先が見相にやってきて第三者評価をするということによろしいわけですね。

では、質問をお願いいたします。

委員 1点だけ教えてください。13ページの(2)件数(見込み)で、先ほど40件と10件で50件という話がありました。第三者評価自体は、12ページのところの表現によれば、取り扱っている案件のうち抽出された案件に係るということで、抽出実施ということですね。では、そもそも取り扱っている案件というのが、これは色々な数え方があるんでしょうけれども、年間でどのくらいのものの中でどのくらいの率で抽出という形になるのか、それをちょっと教えてください。

児童相談所副所長 児童相談所副所長の河島です。お答えいたします。

御指摘のとおり、数え方は色々なんですけれども、相談件数で言いますと、2,233件取扱いをしております。その中で継続的に関わるケースを方針会議というところへ上げておりますので、会議では40件プラス重なることもありますけれども、対象児童を10件ほど抽出して、記録も含めて児童相談所の業務の範囲をチェックする、そういったことで

予定しております。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 委託先として第三者評価専門の法人が出てきましたが、どういう字を書く法人なのか教えていただきたいのと、どういう規模で、どういう構成になっているのか教えていただけますか。

児童相談支援課長 一般社団法人日本児童相談業務評価機関という組織体でございます。主に児童相談所業務を過去にやっておられた学識経験者の方ですとか、弁護士の方、医師の方、そういったような方が発起人となりまして、建設的な児童相談所の第三者評価を構築していくという目的の下につくられた、ある意味、日本でも初めてに近い取組みなのかなと思っております。今年度、全国で10団体ほど第三者評価を実施するという中の一つとして、世田谷区も今名乗りを上げるつもりでいるというところでございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 個人情報の項目の一覧表ですけれども、そこに世帯情報というのが載っているんですが、第三者評価の場合に、そういった世帯情報まで必要なものなのかなと思ひまして、その状況を聞きたいなと思ひました。

児童相談所副所長 援助方針会議の中で資料を見ながら会議をするわけですけれども、そこに世帯状況はどうしても出てきて、それを見ながら、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんがいるとかいないとか、そういったことも話題に出ますので、援助方針会議の中には、そういう意味ではかなり細かい個人情報を扱いますので、幅広くこのところの項目には入れさせていただいております。

委員 ただ、そういうところって、例えば表示されていなくて、個人の名前までは本来はなくてもいいのかなとも思ったりするんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

児童相談所副所長 評価に来ていただくときに、児童相談所の業務の本当に細かいやり取りの中身を見ていただきながら評価をしていただき、単なる評価にとどまらず、児童相談所の業務の今後に資するようなアドバイスをいただくのが、第三者評価の目的でもあるので、私どもが日頃やっている業務に入る形での評価になります。ですので、私どもが普段業務の中で検討しているところでは、どうしてもお名前、生年月日ですとか、そういったことも通常扱っているシステムから抽出した情報を扱いますので、そういった意味で、評価機関の職員がいるときだけそこを加工するのもなかなか難しいので、こういった形で日

頃の業務で扱っている情報をどうしても見ていただく必要があると考えております。

委員 分かりました。

委員 幾つかあるんですが、まず個人情報を提供するんでしょうけれども、評価って、個人情報を情報として与えることはどういうことなんですか。要するに、個人の例があって、どういうふうにフォローされているか。これをチェックしてもらおうと考えたらいいんですか。

児童相談支援課長 そのようなことも業務の1つと考えております。

委員 それが1点。

それから、8の口頭による個人情報の授受の方法ということでなりますと、これって何を口頭で伝えるんですか。というのは、先ほどおっしゃっていたように、個人情報の項目って非常にセンシティブな情報ですね。これを電話で伝えるということ、電話が分かりませんが、口頭ですること自体はリスク管理上どうなんでしょうか。

児童相談支援課長 この口頭は、今、河島からも説明いたしましたけれども、児童相談所で行っている援助方針会議の中で、そういった個人情報が、例えば児童相談所の職員の口頭の説明の中で出てくるですとか、あとは抽出ケースの中で、そのケースの状況についてのやり取りを児童相談所と評価機関の職員とで行う。こういった中で口頭での個人情報のやり取りが行われるということを意味しております。

委員 ということは、現場でやり取りするということなんですか。

児童相談支援課長 これは電話等での個人情報のやり取りは想定しておりません。

委員 そうですか。では、分かりました。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

委員 あと1点だけ。今回、このように第三者評価の法人にお願いする背景は、私の個人的な認識としては、児童相談所の係の方がそういう虐待などの噂がある家庭に出向いたんだけれども、当事者に会ってもらえなかったとか、なかなか把握し切れなかったということで、子どもが亡くなってしまったような事件が最近社会問題になっています。そういうことに対し、児童相談所がもっと深く入り込んだ方がいいんじゃないとか、第三者評価委託先というのはそういう指導までできるということなんでしょうか。児童相談所の対応の仕方について意見も言えるんでしょうか。

児童相談支援課長 そういった内容も入ってくるかと思えます。あとは、組織運営上の課題ですとか、子どもの虐待対応だけでなく、社会的養育、社会的養護、里親さんですとか、

施設に入所している子どもの権利擁護のありようですとか、そんなようなことも入ってくるのではないのかと思っております。

委員 あと1点、これは、そういう虐待等が起きるのが必ずしも里親の家庭とは限らないわけで、そういった虐待の疑念があるような家庭も当然注視してくださるわけですね。そういう理解でよろしいですか。

児童相談支援課長 そういったケースも、例えば援助方針会議の中でも当然話題になってきますし、先ほど申し上げた抽出ケースの中には、そういった家庭も入ってくる可能性があるということでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 1点だけちょっと確認でお聞かせいただきたいんですけども、私、聞き逃したのかもしれませんが、50件というのは、会議で40件で、個別で10件ということで、あくまで無作為抽出だけなのか、それとも実際の児童相談所の中の無作為ではなくて、ある程度問題等で絞って評価にかけて、評価と同時に指導を仰ぐような形を取っているのか、そこに関してはどういう形でこの構成になっているんですか。

児童相談支援課児童相談支援担当係長 児童相談支援課の齋藤と申します。よろしく申し上げます。

基本的には無作為抽出です。ケースを10件取るというのは完全に無作為抽出で、援助方針会議で40件というのは、その日、援助方針会議に出されているもののケースを扱うんですけども、それは事前に評価機関は分からない状態ではあるので、基本的には無作為抽出と考えてもらっていいかなと思います。

会長 ほかはいかがでしょうか。

ないようでしたら、お諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第978号については異議なしと認めます。ありがとうございます。

諮問第979号

会長 では、続きまして諮問第979号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 承知しました。資料の15ページを御覧ください。

「児童虐待通告共通ダイヤル受付業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の16ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、子ども・若者部児童相談支援課、児童相談所副所長でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、引き続き所管課を代表して、児童相談支援課より説明いたします。

児童相談支援課長 それでは、私どもから最後の諮問第979号「児童虐待通告共通ダイヤル受付業務」における外部の電子計算機との回線結合について御説明いたします。

1、回線結合する理由でございます。

東京都が実施しているLINE相談である子ゴコロ・親ゴコロ相談について、世田谷区内在住者からの相談かつ児童虐待が予見されるものにつきましては、東京都の委託事業者から世田谷区児童相談所へファックスで相談受付票を送付し、児童虐待の防止に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待通告を行っているところでございます。

今般、都政の構造改革の一つとして挙げられているファックス利用削減の取組みといたしまして、東京都からファックスによる相談受付票の送信からメールによる送信への変更を打診されているところでございます。

これを受けまして検討した結果、現在のファックス受信による方法と比較し、相談受付票が他の受信物、印刷物と混合してしまい、対応が遅れるようなことが未然に防げることや、また、メールで受信することでも、安全に管理することができると判断いたしましたため、メールによる受信に取扱いを変更し、回線結合するものでございます。

2、回線結合の相手方につきましては記載のとおりです。

3、諮問の趣旨でございますが、本件は、メールで子ゴコロ・親ゴコロ相談の相談受付票を受信するため、区の電子計算機と都委託事業者の電子計算機を回線結合するものであることから、条例の規定に基づき諮問するものでございます。

4、対象となる個人の範囲は記載のとおりでございます。

5、回線結合する個人情報の項目及び件数についてでございますが、(1)個人情報の項目としては、東京都の相談受付票に記載されている項目は記載のとおりでございます。

(2) 件数といたしまして、これまでの実績を踏まえ年間約10件を想定しております。

6、回線結合の方法、7、相手方の個人情報の保護管理体制、8、区の個人情報の保護管理体制は記載のとおりです。

9、回線結合の開始時期及び期間についてでございますが、本年7月から継続して行うこととしております。

説明は以上でございます。

会長 これはファックスはもうやめるということでよろしいんですね。

児童相談支援課長 そのとおりでございます。

会長 質問はありますか。

委員 これの17ページのところに(2)件数(見込み)で年間約10件とありますけれども、これは東京都が実施しているLINE相談事業の子ゴコロ・親ゴコロ相談で、虐待を予見される事案について、これまではファックスで来たものが、今後はメールで来ますよということですが、では、そもそも区内の関係で、東京都が実施をしているLINE相談の取扱件数は年間どのくらいなのか。そこで虐待が予見されるとみなされて連絡があるのが10件程度だろうということですが、どのくらいの割合なんですか。

児童相談支援課児童相談支援担当係長 児童相談支援課の齋藤です。東京都の子ゴコロ・親ゴコロLINE相談についてですが、令和2年度分の実績しかまだ公表されていないものですから、そちらの情報で言いますと、相談対応件数自体は1万1,274件ございました。そのうち、児童虐待の予見があるとして児童相談所に対応を引き継いだ件数が73件、こういう規模感でLINE相談事業をされているようです。

児童相談支援課長 今のは都の全体でよろしいんですね。

児童相談支援課児童相談支援担当係長 そうです。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 ほかはありませんでしょうか。

委員 都がやっている事業だということなので、そうすると、他の区に対しても同じようにファックスでやっていたのが、メールで送るような形になっているんじゃないかと思われるんですけども、他の区はそうなっているのかというのが1つと、データを送る際には、パスワードをかけてメールに添付してという話がありますが、他の区もそういう形でデータの送受信をやっているのかというのを確認させていただきたいと思います。

児童相談支援課長 ありがとうございます。現在、特別区の中でファックスによる連絡が残っているのが世田谷区だけという状況でございます。

また、メール送信のパスワード等の取扱いにつきましては、他の区と同じような取扱いになるということです。

委員 初めてのものでよく分からないんですけども、このデータはどこにあるんですか。データの所在は、例えばサーバーとか電子計算機とか分かりませんが、元々はどこにあるんですか。

児童相談支援課長 区の受信するメールについては、区の職員が使っている事務用パソコンのサーバーに入ってくると理解しております。

委員 ということは、元々は都のほうにあるんですか。そういう理解でよろしいですか。

児童相談支援課長 都の委託事業者が取り扱っているということです。

委員 それを必要に応じて区のほうにというより、自動的に来るのか分かりませんが、そういうふうにして中身を確認したりとか、色々なことで作業に使っていると考えたらいいんですか。

児童相談支援課長 はい。メールで送られてきた……。

委員 送られてきたものを。

児童相談支援課長 データが向こうからこちらに。

委員 これは要求するんですか、自動的に来るんですか。

児童相談支援課長 自動的に、向こうで虐待通告という範疇に入るものについて選別をして、区の児童相談所に送信してくるということになります。

委員 個人じゃなくて、児童相談所に来るわけですね。そういう意味ですね。

児童相談支援課長 はい。

委員 では、送られているものは、個人のパソコン、あるいは何かの記憶媒体に入っていて、それは将来的にはどうするんですか。削除するとか、保存していくんですか。

児童相談支援課児童相談支援担当係長 一度事務用の環境にメールで送っていただきます。データが来たら、事務用環境から業務用環境に移して、そこで作業します。事務用に入れていた受付票はそこで削除します。個人情報を取り扱えるシステムサーバーは業務環境だけなので、そちらで対応させていただいております。

委員 ということは、セクションからは1回離れるということですね。

児童相談支援課児童相談支援担当係長 そのとおりです。

委員 そう考えたらいいんですね。

児童相談支援課児童相談支援担当係長 はい。

委員 はい、分かりました。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

委員 これは区民の一人としてのお願いでもあるんですけども、臨機応変にやっていただきたいという部分が結論からありまして、私、パソコンとか世代的にそんなに得意な世代じゃないんです。こういう虐待とか人の命に関わるようなことで、例えば行政機関に対して、パスワードをメールに添付してということは、メールを2通送らなければいけないわけですね。本当に緊急を要するような場合、土日は職員が休みだから、月曜になってから初めて開けた、午後になってからメールが開かれたなんていうのでは間に合わないことだっているわけです。

ですから、場合によっては個人情報保護委員会そのもの、審議会の存在意義にも関わるといえるような話で申し訳ないんですけども、本当に緊急を要するような場合は、地元の警察にかけるとか、この事業の啓発や告知をする場合は、必ずしも世田谷区とか東京都だけではなくて、緊急の場合はもう110番しましょうとか、たしか虐待通告の特定のダイヤルもありますので、そういうものも同時に告知するような、臨機応変な対応を取っていただいたほうがよろしいかと思えます。何が何でも区役所、何が何でも東京都というわけではなくて、本当に緊急を要するような場合は110番にかけてくれとか、そういうふうに区民に知らせていただけたらと思えます。これは希望のレベルで聞いていただけたらと思えますけれども、よろしく願います。

児童相談所副所長 ありがとうございます。このLINE相談に限らず、実際に通告の窓口は幅広く周知はさせていただくようにしておりまして、私どもの専用の通告のダイヤルも児童相談所開設とともに設けてはいるんですけども、委員がおっしゃった、189という国が全体でやっている番号というのも併せて周知はしているところです。かつ、私どものダイヤルのほうですとか、189のほうも同じ委託事業者を通じて来るんですけども、そのときに本当に緊急性を要する場合には、躊躇なく警察にという御案内もさせていただいていることを申し添えさせていただきます。

会長 それでは、お諮りをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第979号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第980号

会長 続きまして、諮問第980号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の18ページを御覧ください。

「地域振興及び地区カルテ業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の19ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、地域行政部地域行政課、各総合支所地域振興課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課を代表しまして、地域行政課より説明いたします。

地域行政課長 地域行政課長の相蘇と申します。よろしく申し上げます。

それでは、諮問第980号、資料No. 6になります。「地域振興及び地区カルテ業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（世田谷区スマートフォン講座実施業務委託の実施）の件について御説明をさせていただきます。

1、委託の件名ですが、記載のとおりになっております。

2、委託の内容です。

行政のデジタル化が進んでいく中で、インターネットやコンピューターを使える区民と使えない区民との間に生じる情報格差、デジタルデバイドと呼ばれておりますが、こちらの解消について重要な課題であることから、高齢者がスマートフォンの基本的な操作を習得し、スマートフォンの使用への不安感の軽減を図ることを目的に、基礎講座及び操作相談会を外部委託によりまして、区内28か所のまちづくりセンターにて実施をする内容でございます。

また、この事業を通じまして、講座を受講される方と地域の住民とのコミュニティの醸成、こういったことも目的として、この講座の操作を補助する操作サポーターを基礎講座に配置をするというふうに考えております。この操作サポーターは、区民の方々を想定しておりまして、講師の説明に沿って、受講する方への簡易な操作の補助を行う。その中で、相互のコミュニケーションを取っていただくことを考えております。

なお、区が受講者及び操作サポーターの募集を行うこととなります。この募集をしまして、受講される方を取りまとめた後、当日、各会場の区のまちづくりセンターの職員

から委託先に名簿を引き渡し、当日の受講者と操作サポーターの出欠を確認していただく。こういった業務を予定しております。こちらで使います名簿については、基礎講座及び操作相談会を終了した後に、まちづくりセンターの職員が速やかに回収するというふうに考えております。

3、諮問の趣旨は記載のとおりでございます。

4の対象となる個人の範囲は、基礎講座及び操作相談会の受講者の方、区が募集する操作サポーターの方となります。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数ですが、区から委託先に提供するものが氏名のみになります。委託先が本人から収集するもの、区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

事業の件数でございますが、講座を受講される方は約1,680件、操作サポーターについては約420件を予定しております。

個人情報を取り扱う場所は講座の実施場所となりますので、原則として区内にある28か所のまちづくりセンターとなります。

7から12については記載のとおりでございます。

13、委託先については、現在、選定の作業を進めておりまして、未定になっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 では、質問をお願いいたします。

委員 20ページのところにあります件数の、1,680件という受講者、操作サポーターが420件、この件数との関係ですが、基礎講座と操作相談会は、実施をする単位というのは、まちづくりセンターという区内の28か所を単位として行うという理解でよろしいのでしょうか。

地域行政課長 おっしゃるとおり、28か所のまちづくりセンターで実施ということになります。

委員 その関係ですけれども、そうなると、これは28か所一斉にやるという形なのか、あるいはモデル的にどこかから順繰りにやっていく形なのか、その辺がこの情報だけでは分かりにくいので、それを教えていただきたいことと、それから、20ページのところにある8の委託先との個人情報の授受の方法が文書によるというのがあります。文書に記載されているのは、ここで取り扱われる19ページの最下段にある区から提供する名簿が渡されると

いう理解でよろしいのでしょうか。

地域行政課長 それでは、2点お答えさせていただきます。

まちづくりセンター28か所で実施ということになります。実施の時期は契約が済み次第ということになりますが、8月から本年度いっぱい、具体的には来年の3月15日までの期間を予定しております。まちづくりセンターごとに実施をいたしますので、それぞれの状況が異なります。基本的にそれぞれのまちづくりセンターの状況に合わせて、期間設定や操作サポーターの募集をそれぞれで行うということになります。基本的に共通で行うのは、基礎講座と相談会がありますが、基礎講座のほうが1まちづくりセンター当たり5回、操作相談会が2回という組み合わせになっております。基礎講座は1回当たり12人の受講を予定しております。操作サポーターについては、1回当たり3人で5回ということで予定をしております。

それから、委託先との個人情報の授受の方法は氏名のみ掲載の名簿を渡すという形になります。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 これは委託先にスマートフォンが用意されて、それを1回に12台貸し出すということですね。そうすると、300台程度のスマートフォンが貸し出されるので、その中に情報が残る可能性はないんですか。操作説明すれば、当然色々試してみましようとなりますから、1回の会で12台ということは、28か所のまちづくりセンターでやると約300台を要する。その300台の中に個人情報であったり名前を打ち込む、それで練習しましようとなれば、当然その端末に全部情報が残るわけですね。それがまた次の日に繰り返し使われていくということで、その情報の管理がちゃんとできるのかどうかということ。あと、その操作端末はその先どうするんですか。

地域行政課長 まず、操作の端末については、事業者で用意をしますので、今お話がありました延べ台数とすればその台数になります。

入力する内容についてですが、今回対象とするのがスマートフォンに初めて触るような方を想定しておりますので、基本的な御自身の個人情報を入れて講座を行うことは想定しておりません。実際にLINEであるとかメールであるとかという操作をする際にも、あらかじめ事業者で仮想の設定がしてあって、LINEであれば、こういうふうなメッセージが届くようになりますよということを感じていただくということを想定して

おりますので、基本的には個人情報はこの中には入れないという講座のつくりをしてございます。

端末については事業者が用意をしてということですので、講座が終われば、そのまま引き取って戻りますが、個人情報については中には残らない、入っていない状態になります。

委員 そこを入れちゃう人があるでしょう。

地域行政課長 そこについては、講師、委託の操作の支援の者もつけますし、サポーターもつきますので、入れる中身はみんな同じように、まずこういうことを入れてくださいということを、ステップを踏んで一緒にやっていくという講座を想定しております。繰り返しになりますが、本当に基礎的なところの講座になります。時間についても2時間ほどの中身になりますので、本当にさらさら教えていくということになり、あまり細かいところの研修という形は想定をしていない講座になります。

会長 今の委員の御指摘ですけれども、万が一ということはあるでしょうから、11の委託の条件でしょうか、委託先に対しては、スマートフォン上に残った情報は、個人情報に限らず、全ての情報を消去するということを徹底するよう、改めて契約内容に含める等対応いただければと思います。

地域行政課長 御指摘ありがとうございます。検討させていただきます。

委員 高齢者にとっては大変ありがたい話だと思います。この講座を知らしめるための方法として、ぜひとも皆さんに周知徹底できるようなデザインとかを考慮していただきたいんです。これ、一人一人配るんじゃなくて、回覧で皆さんにお知らせすることになりますから、文章だけで周知されても効果がないと思いますし、その辺もぜひとも工夫していただきたい。

それから、まちづくりセンターに提示するとか、少し大きなポスターを作るとか、ぜひとも高齢者の方々が参加できるような体制をつくっていただきたいと思う。これは要望ですけれども、お願いしたいと思います。回覧板って、皆さん、あまり見ないんですね。ですから、目立つようなことを工夫していただければと思います。

地域行政課長 御意見ありがとうございます。各まちづくりセンターで知恵を絞った広報と考えておりますので、うまく広報できるように伝えてまいります。ありがとうございます。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

念のために確認いたしますけれども、委託先への提供個人情報ですが、氏名というのは、誰が受けているか分かるようにしようということでしょうけれども、本当に氏名が必要かどうかという念のための確認と、一方で、サポーターに関しては、氏名だけではなくて、サポーターの連絡先とか、そういうものを委託先に提供する可能性はないんでしょうかという提供情報についての確認です。

地域行政課長 ありがとうございます。まず受講する方の情報については、当日窓口に来た方の出欠、どなたが来たかというのを、お名前をお伺いして確認する。これの目的の一つとしては、いらしていない方がいたときの確認で、どなたが来ていないのかということに必要だと考えます。また、同じようにサポーターについても、参加する予定だった方が参加されていないという状況になったときに、一応確認の御連絡をするという作業が出てきます。その確認についてはまちづくりセンターの職員が行い、委託先にそこまで委託することは考えておりませんので、氏名以外の情報が伝わることはないと考えております。

会長 了解しました。

ほかはよろしいですか。

委員 また要望になるかもしれませんが、1点だけまずお尋ねしたいのが、操作サポーターというのは、携帯電話会社から派遣される人なんでしょうか。サポーターとって、ただ私がスマホの扱いは得意だよという人が全部サポーターになってしまうのかということと、これは念押しの確認みたいになるんですが、そこに参加した人の情報が、例えば携帯電話会社に、じゃ、せっかくスマホを使えるようになったんだから、うちのスマホを買いませんかとか、2次利用などに使わないでいただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

地域行政課長 ありがとうございます。サポーターというか、当日の講習をする体制ですけども、まず委託事業者で1名講師という形で、前に立ってこの講座全体を進行する役割の者がおります。そのほか、委託先の職員として、1講座当たり3人程度配置してくださいという仕様にしており、最低限4人は、委託会社から専門的な知識を持った講師ないしは操作を手伝う人が配置されるのを基本と考えておりますので、どこのまちづくりセンターも、基本的にはこのメンバーで12人という受講生については対応できると考えております。

もう一つお話がありました、操作サポーターというのは、地域コミュニティの中で、

例えばこういったパソコンとかスマホに関する研究会だとか、そういった活動を支援されているようなところがあれば、そういった方々がこの講座に来ていただいて、お手伝いをしていただくということがあったりとか、あるいはまさにお話があったように、僕は、スマホ、こういうのは非常に使えるとか、ぜひそういう講座があるのであれば、お手伝いできることはないかなと考えている方を、この操作サポーターというのは想定しております。

先ほどお話をしていますように、使っている方にとってはそれほど難しい操作を対象とするわけではありませんので、そういった方にぜひコミュニケーションを取る場所として、他の自治体ですと、中高生と高齢者、中高生は操作サポーターとして参加してもらって、高齢者の方と使い方を、スマホを挟んでお話をするというのも事例としてありますので、そういった機会になればいいなということも期待しているところでございます。

委員 操作サポーターというのは既に何か登録されている人なのですか。今の中学生とかあの世代に教わるというのは、高齢者の方とのコミュニケーションということで、教育上も悪い話ではないと思うんですが、世田谷区の場合は、操作サポーターという形で既に登録されているんでしょうか。

地域行政課長 特に操作サポーターということで決まりをつくっていたり、登録をしたりということではございません。それぞれのまちづくりセンターのところで募集をして、そういう対応をできるようにお話をすることがあります。それと、地区によりまして、例えば大学があったりとか、そういった地区での活動をされる方がいたりとか、ボランティアとして活動される拠点がったりとか、状況もそれぞれ違いますので、それぞれの地区に合った形で参加をしていただく人を募集するというふうに考えております。

委員 確認ですが、操作サポーターの募集というのは、まちづくりセンター単独で行うんですか、それとも世田谷区全体で募集をかけるんでしょうか。

地域行政課長 それぞれのまちづくりセンターごとに募集をかけると予定しております。

委員 その方々は無償ボランティアという形になるんでしょうか。

地域行政課長 そこは現在検討している最中です。それぞれ活動の母体、例えば学校の生徒さんであれば、学校のボランティア活動の中で参加をしていくということであれば、有償というお話にはならないだろうと思いますけれども、それ以外に通常の区民の方、個人の方に御足労いただくということがあったときに、そこに対価をどうするのかという必要性

について検討しているところでございます。

委員 ということは、まちづくりセンターごとに対象者も変わってきますし、有償、無償というのも変わってくる可能性があるということでしょうか。

地域行政課長 そういう状態になる可能性もあると考えています。

委員 実は、昨日、私の地区でやってみたんです。スマホを持っている方が、ガラケーから急にスマホになっている高齢者を対象に、どんな感じになるかということで講座をやってみたんです。そうしましたら、6人いらっしゃいまして、マンツーマンという形にどうしてもなってしまうんです。ですから、人数に対してサポーターがちょっと少ないような気がしました。どうしてもここを触って、もしかしたら消えてしまうとか、そういう不安が高齢者の方にはどうしてもあるので、それをここは大丈夫だということで、1対1でついていたほうがすごくスムーズにいったんです。

それが何でやったかということ、社会福祉協議会が高齢者を集めてやるような形を取りました。LINEが主だったんですけども、ビデオ通話ができるとか、そういう話をしたら、基本的には喜んでいただいて1回目は済んだんですが、サポーターがもうちょっと人数がいたほうがいいんじゃないかというのが私の印象でした。希望です。

地域行政課長 ありがとうございます。実際の状況を色々伺っていると、マンツーマンでやらなきゃいけないケースもあるというのを伺っています。委託事業者と調整をしていくことになりますけれども、今想定で、ほかで行われている事業も参考としてこの人数を出しています。地域の操作サポーターについては、今人数の想定はしておりますけれども、別に人数で絞る、それ以上はだめだ、ということではありませんので、たくさん来ていただけるようなことを考えていくことはあると思いますので、そのあたり実際にやっていく日時等決まったところで、改めて体制についても、それぞれのところでうまくいい講座になって、満足して帰っていただけるような形になるようにしたいと思います。御意見ありがとうございます。

委員 これも意見として聞いておいていただきたい話ですが、スマートフォンが使いづらい比較的高齢者の方への支援を、地域振興の一環として行政機関が行うことは決して悪いことではないと思うんですが、地域振興ということを前提に置くと、スマホって、実はそんなに完璧なものじゃないんです。これから場合によっては、自然災害をはじめとして首都直下地震なども起こり得るということになると、スマートフォンはまず使えなくなると思います。私は今、家庭から固定電話をなくす人がいたり、地域での公衆電話がどんどん減

っていることに逆に不安を感じています。地域振興の担当部署の方は、そのあたりもちよっと忘れないでいただきたい。まずはスマートフォンを使えることが一人前の人間のような、必ずしもスマートフォンってそんな完璧なものでもありませんし、使い方によっては危険な事件につながりかねないものでもある。そういったことも啓蒙していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

地域行政課長 ありがとうございます。所管に伝えたいと思います。

危険性については、今回の講座の中に情報リテラシーに関する説明という項目も設けております。スマートフォンを安全に使うための注意点であるとか、そういったところも講座の中に含めて考えておりますので、そこも加味した講座としてやっていきたいと思います。ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第980号については異議なしと認めます。ありがとうございます。

諮問第981号

会長 続きまして、諮問第981号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料の21ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部提供、本人外収集及び外部の電子計算機との回線結合に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の22ページからが諮問の内容となっております。

所管課は高齢福祉部介護予防・地域支援課でございます。

審議のポイントは、2、本人外収集、5、外部提供、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

介護予防・地域支援課長 高齢福祉部介護予防・地域支援課長の望月と申します。

それでは説明させていただきます。

まず諮問の理由及び趣旨です。

区は現在、認知症又はその疑いのあり、徘徊等により行方不明になった人が発生した

場合に、区市町村等関係機関向けの行方不明認知症高齢者等情報共有サイトにて、行方不明等の情報共有を行っております。

また、社会福祉協議会につきましては、行方不明者等が発生した場合、自主運営するメールSOSネットワークを活用し、事前に登録した地域福祉推進員や民生委員・児童委員等の発見協力者向けに、行方不明者等の情報をメールで配信し、早期発見・保護につなげる取組みを行っております。

このことにより、現在、区又は社会福祉協議会に対して、行方不明者が発生したと情報提供があった場合に、それぞれのネットワークにのみ情報共有されております。しかしながら、行方不明者等は、外出したものの、行き先が分からなくなり、広範囲に移動する場合も多いため、早期に発見・保護するためには、搜索の網の目を広げる必要があるということで、区又は社会福祉協議会のいずれかに入った行方不明者等の情報を互いに共有し、情報共有サイト及びメールSOSネットワークの双方を活用することで、行方不明者等の迅速な発見・保護につなげていくということです。この仕組みにおいて、区と社会福祉協議会との間で行方不明者等の情報を共有するに当たって、メールを活用することで迅速な対応を図ってまいります。

なお、情報共有に当たっては、行方不明者等の家族やケアマネジャー、本人が利用している施設職員等から警察への届出を済ませたものに限らせていただいております。

本件は、行方不明者等の個人情報をも本人の同意を得ずに外部に提供するものであり、世田谷区個人情報保護条例第16条第1項第4号の規定に基づき諮問いたします。

また、本件は、行方不明者等の個人情報をも本人の同意を得ずに収集するものであり、条例第8条第2項第6号の規定に基づき諮問いたします。

また、本件は、区の電子計算機と社会福祉協議会の電子計算機との回線結合を行うものであり、条例第18条第3号の規定に基づく諮問いたします。

続きまして、23ページの第1、外部提供に伴う個人情報の保護措置についてです。

1、外部提供する相手につきましては、社会福祉協議会です。

2、対象となる個人の範囲につきましては、本人の家族やケアマネジャー、本人が利用している施設等から依頼のあった行方不明者等であり、第2、第3についても同じでございます。

3、外部提供する個人情報の項目及び件数につきましては、まず(1)個人情報の項目、氏名や住所等、記載のとおりでございます。こちら第2や第3でも同じござい

ます。

(2) 見込みの件数につきましては、おおむね10件程度でございます。

4、外部提供の方法につきましては、メールによります。

5、提供先の個人情報の保護管理体制につきましては、(1)個人情報の収集、管理並びに利用及び提供に関する内部規程が定められ、個人情報保護の管理体制が確立されております。事態が解決した場合には、区からの依頼に基づき、提供された個人情報は削除するということです。

6、外部提供の開始時期及び期間につきましては、令和4年7月から継続して行ってまいります。

第2、個人情報の本人外収集につきましては、こちら、1、本人外収集の相手方は社会福祉協議会でございます。

2、対象となる個人の範囲は記載のとおりです。

3、本人外収集する個人情報の項目及び件数につきましても、記載のとおりでございます。

(2)の件数(見込)につきましては、おおむね5件程度を見込んでおります。

4、本人外収集の方法につきましては、メールによります。

5、本人外収集の開始時期及び期間につきましては、第1で申し上げたとおり、本年7月から継続して行ってまいります。

第3、外部の電子計算機との回線結合につきましては、1、回線結合する相手は社会福祉協議会でございます。

2、対象となる個人の範囲は記載のとおりです。

3、回線結合する個人情報の項目及び件数につきましては、(1)は記載のとおりです。

(2)は年間15件程度を見込んでおります。

4、回線結合の方法につきましては、インターネット回線によります。

5、相手方の個人情報の保護管理体制は記載のとおりです。

6、区の個人情報の保護管理体制ですけれども、区の情報セキュリティ対策基準及び介護予防・地域支援課の情報セキュリティ実施手順を遵守いたします。

7については記載のとおりです。

説明は以上です。

会長 ありがとうございます。では、質問をお願いいたします。

委員 23ページ、24ページのところに、それぞれ外部提供、本人外収集、それと回線結合の関係で件数というのが出ています。最初、外部提供のところは10件、本人外収集が5件、回線結合のところは15件、この10件、5件、15件というのは、この関係は、外部提供、本人外収集合わせたものが回線結合のところの15件に集積されるという理解なのか、あるいは全く別の流れなのか、そこをちょっと教えてください。

介護予防・地域支援課長 おっしゃるとおりで、第1と第2を合わせて15件ということでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 実は、高齢の親が認知症で、社会福祉協議会のSOSネットに登録をさせていただいたことが既にあります。たしか顔写真も提供しました。既に社会福祉協議会としては同じようなことをやっていますね。今回の諮問は窓口が区役所になるということなんですか。社会福祉協議会として同じようなことは既にやっていると思うんですが、その提供方法がまたメールによるということが新しいことなのか。それが第1点です。

あと、もう1点、見込みの件数が10件ということですが、基本的にこういう情報が必要になる場合、連絡体制が必要になる場合というのは、最初に考えられるのが認知症などで、徘徊癖がある人が対象なのではないかと思うんです。高齢化が進んでいる世田谷区で10件というのはちょっと少ないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

介護予防・地域支援課長 2件御質問いただいております。1点目、社会福祉協議会、おっしゃるとおり、「せたがやはいかいSOSネットワーク」という事業をやっていらっしゃいます。その事業と、区で、東京都の行方不明認知症高齢者等情報共有サイトというものと結合させて、搜索の面を広げるということで、今回諮問をさせていただいた次第です。

それから、件数、10件、15件では少ないのではないかというお話でしたけれども、実際に捜してくださいという連絡が社会福祉協議会と区に入る件数がこちらの件数になっております。もちろん行方不明になる方というのはもっと多いとこちらも認識しております。警察にお届けになって、それで見つかるケースなども多々あると思います。お届けのある件数ということで、今回は御報告させていただいております。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

委員 個人情報の本人外収集の件数が年間5件ということですが、ちょっと私、聞き逃したのかもしれないんですが、一方で、外部提供に伴う個人情報の保護措置が10件となっていて、ここの差がどうして出てくるのかなというのが分からなかったんです。というのも、行方不明の方の同意が取れないという意味では、ここは同じ件数になってくるのかなと思ってはいたんですが、御説明いただければ。

介護予防・地域支援課長 まず第1のほうですけれども、区に行方不明の相談が寄せられた件数が10件でして、第2のほうは、社会福祉協議会に行方不明の相談が寄せられた件数が5件ということで、それぞれ違う事業として実施していたため、別々の件数になっております。

委員 社会福祉協議会では、7年前にこれが始まりまして、私もその頃民生委員をやっておりましたので、メールSOSネットワークというのに入って、メールで来ましたが、その当時でも結構件数が来たはずなんですが、10件というのはちょっと少ないんじゃないのか。先ほどおっしゃったように、高齢者の方を抱えていらっしゃる高齢者の方が、社会福祉協議会に登録して、依頼されて、行方不明になったときのメールが流れてきていたんですが、7年たってもまだこんなことをやっている。高齢者の人は増えているのに、区は一体何をしていたのかな。すごく不思議に感じてしまったんですけれども、件数が10件とか5件というのは非常に少ない気がします。

件数を問題にしているわけじゃなくて、行方不明の方を一日でも早く捜したほうがいいわけですからいいんですが、それに社会福祉協議会は、警察とも連携して、広範囲で動いてしまう高齢者の方の保護ということでは、その当時からしているんですが、今それを警察に届けてからということが入って、その文言がちょっとおかしいかなと思います。広範囲に動きますので、もちろん警察に届けなきゃいけないこともありますけれども、そのことでちょっと違うんじゃないかなとは感じたんですが、そこはいかがなんでしょうか。

介護予防・地域支援課長 警察というのは、命を守るということで、捜索したり、一義的に本当に何でも警察に届け出るということで、私どもも情報収集する際には、警察へは通報されていますかということを確認した上で受けております。そういったことでよろしいでしょうか。

委員 それだけで警察と書いてあるわけですね。分かりました。そちらで行方不明というときに、警察にも届けてありますねという念押しでなさっているということですね。分かり

ました。

委員 同じことかと思えますけれども、22ページの下のほうには「警察署への届出を済ませたものに限る」という文言があります。23ページには「警察への届出の有無」とあります。有無ということはどちらかまだ分かっていない。ただ提供する人に限る。これがよく分からないところだったんですが。

介護予防・地域支援課長 聞き取り項目として、必ず警察への届出をしていますねということの確認のための項目として、ここに「警察への届出の有無」と記載しております。

委員 分かりました。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

委員 すみません、時間がないところ。1点だけ確認で教えてください。メールSOSネットワークを社協がやっているということですが、区のほうから個人情報をこれだけ、顔写真入りで送られたものが、末端でこの情報がどこまで広がっていくのかということが、私、知らないものですから教えていただければと思います。

介護予防・地域支援課長 22ページに記載のとおり、社会福祉協議会の地域福祉推進員ですとか民生委員・児童委員ということで伺っております。

委員 ここに全部顔写真などが一斉にメールで送られるということではよろしいんですか。

介護予防・地域支援課長 はい。ただ、お名前などはもちろん記載しておりませんし、不明の日時ですとか、あと場所、何丁目付近ということでは、性別と何十代ということでは、身長が何センチで、体型が小太りでとか、髪型がどうで、眼鏡をかけている、かけていないとか、会話は、聞かれても答えることができないなど、そういうことを流している情報でございます。

委員 すみません、最後。私、基本的に分からないことが多いものですから今日色々聞いて、末端で情報が広く拡散したときに、その情報が最後どういう形で処理されていくんですか。出たら、あとは個人責任になってそれが削除されていくような形になると考えればいいんですか。

介護予防・地域支援課長 見つかり次第、社会福祉協議会にメールと写真について削除いただくことを発見協力者の皆様へお願いしていただくように依頼しております。

委員 私自身が社協のほうに登録していた家族として、区民の一人として伺いたいんですが、今回は区から社協に情報が提供されるということでこの審議会にかかっていると思うんですが、これまでSOSをやっていた社協に既に登録している人の情報は区には来るん

でしょうか。それが第1点です。

あと、先ほどの名前などは末端には行きませんといった場合、末端の方がそれらしき人を見つけて、認知症の人なんかは自分の名前すら分からない人もいるかもしれないですけども、誰々さんですかと声をかけなければ分からない場合だってあると思うんです。何でもかんでも隠せばいいというものではないと思うんですが、そのあたりはどうお考えなんでしょうか。

介護予防・地域支援課長 1点目は……。

委員 既に社協のSOSネットに登録した人は、逆に区に情報は来るんですかということですか。

介護予防・地域支援課長 それはこちらには届きません。

委員 届かないんですか。では、区のほうにもう1回やり直さなければいけないんですか。

区のほうに登録し直すんですか。

介護予防・地域支援課長 今は地域福祉推進員などのそういった方のことをおっしゃっているんじゃないかと……。

委員 今回、区から社協に情報が行くわけですね。だから、これまで社協はやっていただけですね。先ほど別の委員からおっしゃったように、これまでの何年間かどうされていたのか、そういう対応がちょっと遅過ぎるではないかという同じような意見が出ましたね。社協は既にやっているわけです。だから、社協に登録している人の情報は、区としては把握されるのかされないのか。社協に登録していた人も、区のほうにもう1回同じデータを家族が登録し直さなければいけないんですかというのが第1点の質問です。

介護予防・地域支援課長 そちらにつきましては、行方不明となった時点で社会福祉協議会から区に情報が入るようになっております。また、行方不明認知症高齢者等情報共有サイトというのは、行方不明になられてから情報を登録するものになっております。それを双方向でやり取りするというので、事前の登録をもう一度区にいただく必要はこの事業に関してはございません。

委員 分かりました。

介護予防・地域支援課長 2点目は、お名前が載っていないということだったんですけども、発見入力のお願いの中に、呼び名ということで、いつも何々さん、太郎さんとか呼ばれていますという情報も入れております。フルネームではないのですが、いつも呼ばれている呼び名を入れているところです。

委員 これは意見として聞いていただきたいんですが、人探しをするときぐらいは、フルネームぐらいは情報提供を逆に、何でもかんでも隠せばいいというものではなくて、家族同士で呼んでいる名前もあれば、近所の人から呼ばれている名前とか色々あると思いますから、フルネームぐらいは提供していいんじゃないか。むしろ提供しなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

介護予防・地域支援課長 御意見として承ります。ありがとうございます。

委員 ちょっと整理しますと、上段の諮問の理由及び趣旨のところの3行目のところ、「行方不明者等の情報共有を行っている」、この行方不明者等の等というのはちょっと分からないんですけれども、いずれにしても、どちらかが発生した場合は、この情報をお互いに共有します、こういうことで理解したらいいんでしょうか。

介護予防・地域支援課長 そのとおりです。

委員 だから、お互いにそれを共有して、行方不明者を早く見つけましようと考えたらいいかなと思うんですが、この等というのは何を指すんですか。

介護予防・地域支援課長 1行目にある「徘徊等により行方不明になった人」ということで、様々認知症又はその疑いがある、徘徊等により行方不明になった人ということを行方不明者等と表記させていただきました。

委員 いいですか。そうすると、行方不明者というのは、徘徊とかそれは原因であって、行方不明自体は何にしる一緒ですね。だから、私がお聞きしたのは等がよく分からないということです。それはそれで分かりました。

それと、ここは「民生委員・児童委員等の発見協力者向けに」ということで、先ほどの色々な問題になっている情報をやるんですが、民生委員とか児童委員というのは、メールで来たことを、例えば色々なデータを取り扱って捜すこともするでしょう。けれども、先ほどおっしゃっていただいたように、これを民生委員の人たちがメールでもらって、それを逐次、見つかりました、はい、消してくださいという情報が提供されることになるんでしょうか。

介護予防・地域支援課長 そのようになると思います。

委員 私、民生委員でございます。社協のSOSのメンバーでもあります。これは登録制でございまして、私の名前、住所。民生委員ということですので守秘義務がございますので、そういったことは非常に熟知しております。最初の社協で事業が始まったときから統一しております。

今までも何件もメールが来ました。先ほどおっしゃったように、色々なことがなかなか入っていないことが現状で、例えば太郎さんという反応されますみたいな形の情報が参ります。そうしますと、一応心の中に入れておきますね。大体短時間が多いんですけども、先ほどの情報何番はおかげさまで見つかりましたので、削除をお願いしますというメールが来ます。そうしますと削除します。これは推測ですけども、それを使ってどうのこうのという民生委員はいないはずだと思っております。必ず削除していますし、ですから、あの人、どうなったかしらということももうなくなってしまいます。そんなに件数も、10件とかその程度で、この頃少なくなってきているというのが現状です。

会長 追加で御説明はありますか、大丈夫ですか。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたらお諮りをしたいと存じます。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第981号につきましては異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第982号

会長 次に、諮問第982号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の25ページを御覧ください。

「介護保険業務」における個人情報の「高齢者・障害者保健福祉業務」への目的外利用についてでございます。

次の26ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、高齢福祉部高齢福祉課、高齢福祉部介護保険課でございます。

審議のポイントは、4、目的外利用でございます。

それでは、所管課を代表して、高齢福祉課より説明いたします。

高齢福祉課事業担当係長 恐れ入ります。高齢福祉課事業担当係長の野嶋と申します。本日、説明には高齢福祉課長が伺う予定でしたが、所用がございまして、代わりに私から説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料ですけども、26ページ、資料No. 8、諮問第982号について説明をさせ

ていただきます。

初めに、事業の概要についてでございます。

区は、平成12年9月に介護保険法が施行される以前から、高齢者の福祉を充実させていくことを目的に様々なサービスを実施してまいりました。これらは制度開始以来、高齢者の生活を支えるサービスとして定着し利用されてきておりますけれども、高齢者を取り巻く社会状況は大きく変化し、今後さらに高齢化が進展していくことが見込まれております。在宅生活の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の生活を支えるために必要なサービスの提供をし続けていくため、必要な見直し、新たなニーズに答えていくための新しい施策の検討が必要と考えております。

区の保有する介護保険業務、こちらは介護保険事業の実施に当たって管理しているものでございます。介護保険の要介護、要支援の認定者の状況と、区が独自に実施するサービスを管理している高齢者・障害者保健福祉業務で管理している情報を統合しまして、統計情報として利用することで、より詳細かつ様々な側面から、現在の高齢者の現状と課題の把握、分析に取り組みたいと考えております。

続きまして、1、目的外利用する理由と2、諮問の趣旨について、併せて説明をさせていただきます。

本件は、介護保険業務で管理する介護保険の要介護、要支援認定者の個人情報、高齢者・障害者保健福祉業務で管理する、区が独自に行う高齢者福祉サービスの事務事業の見直しのための状況把握、分析のために目的外利用するものでございます。このことから、世田谷区個人情報保護条例第15条第1項第4号の規定に基づきまして諮問するものでございます。

3から5については記載のとおりでございます。

続きまして、6、目的外利用する個人情報の項目及び件数でございます。

(1)個人情報の項目は、介護保険業務で管理する整理番号、申請種別など、記載のとおりでございます。

件数、(2)ですけれども、こちらは介護保険の要介護、要支援認定者数約4万1,000件を予定しております。ただ、今後、介護認定の数につきましては、高齢化の進展とともに増加していくことと考えております。

最後に、7、利用方法でございます。私ども高齢福祉課が利用課となりますけれども、保有課である介護保険課の承諾の下、利用者のデータを抽出しまして、当課が保有

する高齢者在宅福祉サービスのデータと統合して統計処理を行ってまいります。最終的には、個人の特定できる情報を取り除いた上で、高齢者人口、各サービスの利用者に占める数、割合などを基礎データとしてまとめまして、事務事業の見直し、新たな施策の検討に使用する予定となっております。現状の把握と利用に当たって対象者の要件、給付やサービスの水準や量、利用者負担の設定などの分析に活用を考えております。

利用については、本日の審議会以降、継続してこの分析に活用してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

会長 ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 2つ教えてください。

27ページのところに件数（見込み）として4万1,000件とあります。これは区内の高齢者人口、65歳以上が前ページのところでは18万6,000人とありますけれども、そのうち介護の認定を受けている方の数ということですね。そのうち、当然介護認定の場合に要支援と要介護、この扱いが色々と分かりますけれども、4万1,000件の中での要支援、要介護の内訳的な数字がもし分かれば教えてください。

高齢福祉課事業担当係長 申し訳ありません。本日、内訳について持ち合わせておりませんので、事務局、差し支えなければ、後ほど提供させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長 委員、後ほどでもよろしいでしょうか。

委員 それで、その後の色々な質問を考えたんですが、それはそれでまた後日お願いします。

それともう一つ伺いたいのは、この中の利用の方法のところ「個人が特定できる情報を取り除いた上で」という表現がありますけれども、これは具体的に何を指しているのか、それをちょっと説明していただけますか。

高齢福祉課事業担当係長 今回、個人を特定できる情報といたしまして、27ページの項目6（1）個人情報の項目のところに、最初に整理番号（宛名番号）と記載がございます。こちらは庁内システムで連携を図れるように、一人に一つずつ付番された番号でございます。今回は、細かい氏名や住所地などは行政的に使うものなので、こちらでは利用を求めておりませんが、それぞれ管理するデータの統合を図るに当たって、整理番号（宛名番号）をそれぞれつけて集計してまいります。最終的には、例えば申請種別ごとに何人

おられるかですとか、それが基軸としてどれくらいであるか、パーセンテージでまとめてまいりますので、最後には整理番号、個人を特定するものは削除した状態で統計情報として用いることを想定しております。集計作業の間、個人が分かるものを使わせていただきます。

委員 ありがとうございます。

委員 簡単に言いますと、このデータベース自体は元のものを使って、個人を確定できるようなものは外して統計を行うということによろしいわけですね。そうすると、統計のシステムを若干変えなくちゃいけませんね。これはどこがつくるんですか。

高齢福祉課事業担当係長 集計の作業ですけれども、データベースには特に手は加えません。

委員 分かります。

高齢福祉課事業担当係長 そこから必要な情報を抽出して、それをデータベースアクセスもしくはエクセル上で集計を図っていくというものです。

委員 ということは、大きなシステムをつくるわけじゃなくて、エクセルで抜き出して集計する、こんなような感じでいいわけですね。

高齢福祉課事業担当係長 そうですね。それぞれにシステムでデータ管理しておりますので、その中から必要な情報だけ抽出をしまして、それを1か所に集めて、整理番号を数としてクロス集計なりをしていくというものです。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

念のために確認します。これは恐らく区政情報課のほうかもしれませんが、今回に関しては、目的外利用だという枠にされているわけですね。これについてはどのような判断があったんでしょうか。場合によっては、目的外使用ではないという区分けもできたのかもしれないという気はいたしますけれども、いかがでしょうか。

区政情報課区政情報係長 事務局からよろしいでしょうか。事務局、小田でございます。

今、会長がおっしゃっていただいた業務登録の関係ではございますけれども、今回、資料の27ページ目の3、保有課及び保有課の業務名称というところの業務名称が介護保険業務という登録がなされております。今回、目的外利用する項目ということで、6の(1)のところ、この項目の介護保険業務、介護の関係の目的に応じて収集している業務というところですが、4の業務名、高齢者・障害者保健福祉業務におきまして

は、介護保険の関係が含まれておらず、縦割りといいますが、そういった状況でございますので、個人情報の利用についても目的を明らかにして収集させていただいておりますので、区の内部ではあるんですけれども、業務の範囲を超えるということで、今回、第15条第1項第4号の目的外利用の諮問をさせていただいたという状況でございます。

会長 厳密な運用をしていて、それはとてもいいことだと思っております。

ほかはよろしいでしょうか。

では、ないようでしたら、お諮りをいたします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第982号については異議なしと認めます。ありがとうございます。

諮問第983号

会長 続きまして、諮問第983号です。事務局からの説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の28ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の29ページからが諮問の内容となっております。

所管課は障害福祉部障害施策推進課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

会長 すみません。ちょっと戻りますけれども、先ほどの委員からの質問の件につきまして、諮問第982号の件ですが、要介護、要支援認定者等々の数については、次回の審議会ではなく、その前にメール等で結構ですので、お知らせいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

区政情報課長 承知しました。そのように対応させていただきます。ありがとうございます。申し訳ございません。

会長 戻ります。説明をよろしくをお願いいたします。

障害施策推進課長 障害施策推進課です。

委託の件名でございます。（仮称）世田谷区緊急時バックアップセンター運營業務委託となります。

委託の内容ですが、国の事業としまして、地域生活支援拠点等の整備という方針が出ておりまして、各自治体はこの整備促進を図っているところであります。

こうした中で、区では、地域生活支援拠点等の整備について、せたがやノーマライゼーションプランという区の計画に位置づけまして、区内の障害福祉サービス事業所や障害福祉施設等の持つ機能を最大限活用しながら、相談や緊急時の受入対応、地域と連携した支援体制づくりなどに取り組んでおります。その一環としまして、令和4年8月より、障害者の緊急時の短期入所施設の受入れの調整や、居宅介護事業（これはホームヘルパーですね）の事業や専門サポーターの手配、調整等を24時間体制で行う（仮称）世田谷区緊急時バックアップセンターを設置し、その運營業務を外部委託することを考えてございます。

委託の内容ですが、（1）から（5）まで記載してございまして、緊急時の短期入所施設や介護タクシー、専門サポーター、こういったところの手配、相談の内容に応じたコーディネートをしてまいります。4番目としましては利用者情報の管理、5番目として関係者連絡会の開催、このような事業を行ってまいります。

3の諮問の趣旨ですが、条例第12条の規定に基づき諮問をいたします。

4、対象となる個人の範囲ですが、このセンターの利用を希望し、事前に申請を行った障害者及びその家族等としてございます。

次のページを御覧ください。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。

個人情報の項目ですか、区から委託先へ提供するものとして、基本的には、これは紙で希望者から情報をいただきますが、氏名や住所、生年月日、その他記載のとおり、障害のある方の介護に必要な情報を受け取るような形でこういった情報をいただきます。それを区から委託先へ提供していくものでございます。委託先が本人から収集するものとして、上記と同項目としております。これは区から委託先へ提供する場合のほか、委託先が御本人から直接収集することもあるということで記載してございます。次に、区及び本人以外から委託先への提供ですが、こちらも本人の同意が前提になりますが、本人が厳しい状況にあるときなどに、支援機関などが提供することはあるだろうということを考えてございます。

(2)の件数ですが、令和4年度は700件、令和5年度以降は3,500件を見込んでございます。700件という件数ですが、この事業は8月からですが、世田谷区北沢地域をモデル地域として始めていきます。世田谷区の北沢地域で障害福祉サービスを利用している方の人数が約700件なのですが、これを今年度の見込み数としてございます。令和5年度以降は区内全域に展開しますので、5倍を見込んでいるということでございます。

6、個人情報を取り扱う場所ですが、委託先の施設で取り扱います。

7、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共有の有無ですが、これはありで、行うことがあります。

8、委託先との個人情報の授受の方法です。文書を原則としますが、口頭や電磁的記録媒体によることもあります。

9、委託先の電子計算機の利用ですが、ありとしてございます。

10です。委託先の個人情報の保護管理体制ですが、個人情報保護に関する社内規程、社内教育など、個人情報の保護管理体制の確立していることを確認してまいります。施錠できるキャビネットですとか、電子計算機の操作は操作者を限定いたします。セキュリティの徹底についても確認してまいります。

11、委託の条件ですが、様々こういったことについて契約条件にしまして、委託先に遵守をさせてまいります。

次のページを御覧ください。

12、委託の開始時期は令和4年8月から継続して行ってまいります。

委託先は、現時点では未定でございます。障害福祉に高い専門性を持つ社会福祉法人などにその委託を考えてございます。

御説明は以上です。

会長 それでは、質問をお願いします。お諮りしてよろしいでしょうか。

委員 このデータのインプットはどなたがするんですか。委託先がするんですか。

障害施策推進課長 区から個人情報を委託先に移しますと、委託先の事業者で持っている電子計算機の中に委託先の職員が入力することがあることを想定しています。

委員 そうすると、そこに集まったデータを色々な作業とかで使うことは、区の担当セクションとしてはしないということですか。そのデータを使ってあえて区として、するんですか。手配とかなんかも委託するところでやるわけですね。そうすると、区としては、そのデータは色々な統計とかなんかで使うんですか。それで、そのデータは、区自体は持たな

いということですか。

障害施策推進課長 利用を希望する方から書類で個人情報を区がいただきます。その情報自体は区にも保管し、写しを委託先に渡して、この利用希望者に対して相談があった際にはコーディネートを行いなさいとしてまいります。そのような業務でまいりまして、あとは、委託先事業者は、一定期間ごとに相談ですとか自主的報告を区に提出するとか、そういったことはやってもらいます。

委員 ということは、データ自体はこちらでは持たないということでもいいわけですね。区としては持たないと。機械的に電子計算機、サーバーなのか分かりませんが、そこに保存することはない、こういうことですね。

障害施策推進課長 そのとおりです。

委員 そうですね。そうすると、例えば、この中では分かりませんが、この委託先が、色々と最近、地震とかなんとかあって、そのデータの保存方法というのはどういう形で契約とかそういったことではなっていますか。例えば、そういう退避場所を設定して、毎日のデータをそちらに保存してもらっているとか、そういうことはあり得るかどうか、そういうのも契約の中に入っているんですか。

障害施策推進課長 委託先業者が個人情報を入力したパソコン、あるいは記録媒体は、基本的には業務終了後には施錠できる場所にしまっておくことにはなっております。そういった意味での保管は遵守しています。

委員 だけれども、電子計算機というか、サーバーに入っているわけでしょう。紙で渡したものがインプットされて機械の中にも入っているわけですね。それをお聞きしたかったです。

障害施策推進課長 委託先事業者の持っているパソコンにデータが入っています。

委員 入っているわけですね。

障害施策推進課長 そのデータが入っているパソコン自体は、施錠できる場所に保管して業務を終了する。

委員 パソコンに入っているんですか。もっと大きなものには入ってなくて。

障害施策推進課計画担当係長 今のことで、障害施策推進課計画担当係長の中塩屋と申します。

現時点で委託先がまだ具体的に決まっているわけではないんですが、委託先への想定としましては、データが喪失しないように、それぞれ各個人でパソコンを持って作業す

ることが想定されていますので、その事業者内のセキュリティを確保した上で、サーバーでの管理ということ想定しています。

委員 その先なんですけれども、そのサーバーに入っていたデータというのは、何かの具合で消えてしまうというリスクがあるじゃないですか。そういった部分の回避方法というのは委託先が検討されているんですか。例えば地震とかなんかのとき。

障害施策推進課計画担当係長 その点については、原本、紙のほうがありますが、そちらのデータの管理については、そういった災害時等におけるバックアップを今後取れるように……。

障害施策推進課長 今、委託業務の中で、利用者情報をパソコンに登録する。そのバックアップへと取って、それはどれだけ管理させるかというところまでは、契約の中に今想定しておりませんので、バックアップデータを別に取りるのであれば、別に取りったデータの保存的な管理のことも出てまいりますので、その場合にはしっかり考えていきたいと思っております。

委員 私が言いたいのは、その委託先でデータを持っている。区では持たないということじゃなくて、区でも持ったらいいんじゃないかと思ったんです。持たない理由というのは何でしょうか。

会長 先ほどの説明では、原本はお持ちなんですね。

委員 手で書いたものとかですね。それじゃなくて、電子的なデータとして持てばいいんじゃないかなと私は思ったんです。

障害施策推進課長 委託先の業務として、データをつくり、その中に利用者の個人情報を取り扱うことをやってもらうわけですが、そのデータを改めて区に送るなどして、区が保管し、それを活用する。区がそういうふうな業務として行うことは、今の時点は考えていないということで、このお答えでよろしいでしょうか。

委員 区としては、ダイレクトの業務活用は要らないと。全部委託の中の業務としてしてもらえば、それで足りる、これでいいんですね。

障害施策推進課長 はい。

委員 分かりました。

会長 一般論からすると、大きな話としましては、私たち審議会は、まずはデジタル化する、電算化することがいいかどうかということをチェックする。しかも、電子化した情報を区の施設よりも外に持っていくことがいいかどうかということをチェックする。あるい

は、持っていくときに、手で持っていくのではなくて、オンラインでつないで送るということがいいかどうか。大きくはこの3つがチェックポイントで、バックアップの問題等については、セキュリティ関係の会議体のほうで考えていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

ほかはよろしいでしょうか。

ないようでしたら、お諮りいたします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第983号につきましては異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第984号

会長 続きまして、諮問第984号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料の32ページを御覧ください。

「生活保健業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の33ページからが諮問の内容となっております。

所管課は世田谷保健所生活保健課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

生活保健課長 それでは、生活保健課長の佐藤より説明いたします。よろしくお願いたします。

「生活保健業務」における外部の電子計算機との回線結合について、諮問資料を基に御説明をいたします。

資料の33ページを御覧ください。

事業の概要です。

令和4年6月1日より、動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正施行され、犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したとき、取得してから30日以内に当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、その情報を環境省が整備するマイクロチップ情報登録システムに登録することが義務づけられました。

また、このことに伴い、狂犬病予防法の特例措置として、犬の登録手続が簡略化され

ております。

具体的には、犬猫等販売業者や飼い主がマイクロチップ情報登録システムに登録した際、その登録情報を区に通知します。区は、環境省からの通知をもって、区に犬の登録申請をしたものとみなし、犬に装着されたマイクロチップを狂犬病予防法上の犬の鑑札とみなすこととなります。区は、犬の登録申請情報を取得し、現在運用しております生活保健システムに反映させます。

1、回線結合する理由は、マイクロチップ情報登録システムから犬の登録情報を取得し、区の既存システムに反映させることで、飼い主が区役所窓口まで犬の登録に来る必要がなくなることにより、飼い主の利便性向上、また、飼い犬登録情報等の入力省力化により、区の業務の効率化が図れることとなります。

2、回線結合の相手方は環境省です。このシステムの運営管理は環境大臣の指定登録機関である日本獣医師会が行います。指定登録機関は、選定の際、個人情報保護及び情報セキュリティの外部監査を受けることなど、個人情報保護及び情報セキュリティに関する確認事項が15項目設けられ、環境省が審査を行って決定しております。

3、諮問の趣旨は、本件は、犬の登録手続の簡略化に当たり、区の電子計算機と環境省が整備するマイクロチップ情報登録システムを回線結合し、環境省から区が登録情報を得るものであり、条例に基づき諮問いたします。

4、対象となる個人の範囲は、特例措置に伴いマイクロチップを装着した犬を所有する者に関する情報です。

次のページにお進みください。

5は記載のとおりで、マイクロチップ情報登録システムから取得する情報になります。

件数は年間1万件、内訳は、新規登録が4,000件、死亡、変更等を含む転入等が2,000件、登録済みの犬の移行登録が4,000件と見込んでおります。犬の新規登録数は横ばいの見込みですが、システム登録の犬が増えることに伴い、徐々に移行登録の数が減ることから、件数は減少する見込みです。

6、回線結合の方法ですが、区の電子計算機と環境省が整備するマイクロチップ情報登録システムをインターネットで接続します。

7、相手方の個人情報の保護管理体制です。

初回ログイン時には、ID、パスワード等による認証を行います。また、区の端末か

ら環境省のマイクロチップ情報登録システムまでの通信は、第三者に解読されることがないように、通信を暗号化することによりデータを保護します。

(2)、(3)は記載のとおりとなります。

8以降につきましても記載のとおりです。

説明については以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 それでは、質問はありますか。今社会をにぎわせている新しいものですが、大丈夫ですか。

それでは、ないようでしたらお諮りしますが、本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第984号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

条件は付していませんけれども、始まる前に副会長と話したときに、犬の様々な情報は個人情報なんだろうかということが少し話題になりまして、もちろん個人情報として大事に扱われることはとてもいいことだと思いますけれども、引き続き個人情報の項目の範囲については課内で御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員 飼い主なんですね。飼い主が登録されるんですから、個人情報なんじゃないでしょうか。

会長 なかなか微妙で、犬の品種や毛色も……。

委員 犬の太郎君とかそういうのが登録されるわけじゃなくて、飼い主が登録されるんだから、個人情報じゃないかと思います。

副会長 飼い主所有のと頭につくと、多分随分変わってくるような気がするんですけども、この書き方でいくと、横並びだと、犬は犬ってなっちゃうと、犬って個人情報なのかという議論に多分なるのかなという感じがします。

会長 このまま通しましたので、条件はついていませんが、引き続き今後どうされるのか御検討いただければと思います。

諮問第985号

会長 では、続きまして諮問第985号に参ります。事務局の説明の後、所管課より説明をお

願いたします。

区政情報課長 ありがとうございます。資料の36ページを御覧ください。

「結核予防業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の37ページからが諮問の内容となっております。

所管課は世田谷保健所感染症対策課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

感染症対策課長 よろしく願いたします。感染症対策課長の高橋と申します。

それでは、審議資料を御覧ください。

まず、1、回線結合する理由についてですが、感染症法によりまして、保健所が結核の患者を支援することが規定されております。治療については医療機関でなされるんですけども、その治療をサポートするという役目が保健所にございます。

現状では、区では自宅への訪問や電話による支援等を行っております。ただ、区の職員の訪問や区からの電話によって、自分の症状が色々周囲の方に知られることを心配される方や、電話という手段がない方もいらっしゃいますし、あとは若い方ですと、電話になかなか出られないという方もいらっしゃいます。

そういった方を支援する仕組みとしまして、公益財団法人結核予防会というのがあるんですけども、そちらがインターネット上で提供しております「飲みきるミカタ」を活用してオンラインでの支援を行いたいと考えております。

2、回線結合の相手方はこちらに書いてあるとおり、結核予防会という団体になります。

3、諮問の趣旨は記載のとおりになります。

4、対象となる個人の範囲につきましては結核の患者さんになります。その患者さんに御説明をした上で、この仕組みを使って区の支援を希望する方が対象となります。結核の患者については医療機関から届出がコロナのようにあるんですけども、その際に必ず保健所の職員が面接等で話をしております、その際に御説明をした上で対象者を特定という形になります。

5、個人情報の項目及び件数につきましては記載のとおりですが、本人のお名前は不要でして、こちらと患者さんで決めたニックネームを確認した上で、お薬の種類などを登録する形になります。

想定する件数としては年間20件程度を見込んでおります。

6、回線結合の方法については記載のとおりとなります。こちらの飲みきるミカタに登録していただくと、御本人のほうでメールアドレスを登録いただくんですが、毎日お薬を飲むということで、こちらの飲みきるミカタから御本人のメールに連絡が来て、こういう薬を飲んでくださいという形になります。そういうことをやることによって、保健所でもお薬が飲めているかという確認ができる形になります。

7から9に関しては記載のとおりとなっております。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

会長 この件について質問はありますか。

委員 ちょっと教えてください。37ページのところが件数が約20件となっておりますが、実際に結核の方で、なおかつ、この事業について利用を登録する、あるいは利用したい、希望する者の人数で20件ということだと思んですけども、そもそも分母である区内の結核の患者さんというのはどのくらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

感染症対策課長 令和3年度は、世田谷区内1年間の結核の患者さんは57名です。その前の年とかは90前後いらっしゃって、今コロナで国外から転入される方が少なくなってちょっと減っている傾向があるんですが、今後また増えると思いますので、数としては七、八十の母数がある中のお若い方等で20件程度を見込んでおります。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

委員 服薬状況とかの確認ということですけども、実際確認して、支援をする方というのは、保健師の方とか薬剤師の方とか医療職の方になるのでしょうか。

感染症対策課長 基本的には保健所の保健師が支援をしております、外部の手段を使う場合は、そういった別の医療職が関わることもございます。

会長 よろしいでしょうか。

では、ないようでしたらお諮りいたします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第985号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

(4) その他報告事項

令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しの検討状況について（報告）

会長 では、残り1つですので、もうしばらくお付き合いください。

その他報告事項に移ります。令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しの検討状況についてです。

まずは、このたび小委員会報告書が審議会宛てに提出されましたので、小委員会の委員長を務めていただきました副会長から、小委員会の審議の御感想などをいただければと思います。よろしくお願いたします。

副会長 感想といいますが、短期間に3回の委員会ということで、ハードなスケジュールの中で皆様多く参加していただいて、議論ができたことに対しまして、皆さんにこの場をお借りしまして感謝申し上げます。

また、内容も改正資料をその都度つくる中で出てきた中で、事務局の方がそれを聞きながら説明をいただきつつ、見ていったところで、まとめられたのは、基本的には最初に3つの基本方針を書けたことが一番の重要なところだったかなと思います。内容につきましては次回のところでお諮りいたすことになるかと思ひます。ありがとうございました。

会長 副会長、ありがとうございました。

それでは、引き続き事務局より御報告をお願いいたします。

区政情報課長 承知しました。ありがとうございます。副会長もありがとうございます。

それでは、資料の39ページを御覧ください。

令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しの検討状況についての御報告でございます。

1、主旨でございますが、本件につきましては、本年2月10日に本審議会に諮問させていただきました。その後、3月から5月までの間に小委員会を開催して御議論いただき、小委員会として取りまとめていただきました。ありがとうございます。

小委員会の委員等名簿につきまして記載のとおりとなります。小委員会の委員の皆様、審議への御協力、誠にありがとうございます。重ねて厚く御礼を申し上げます。

小委員会では、副会長からも今ありましたように、新たな個人情報保護制度を構築する上での3つの基本方針ということで、43ページを御覧いただきたいと思ひます。

1、世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保

護施策を維持・発展させるよう努めること。2、区が扱う個人情報、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。3、行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこととの3点でございます。

続きまして、44ページにお進みください。もう時間がありませんので、項目だけ読み上げさせていただきます。

2の開示、訂正、利用停止、これは手数料の部分でございます。手数料については、従前の施策を維持し、手数料無料が妥当ということでいただきました。

3の開示、訂正、利用停止（手続）というところでございます。45ページの考え方、（3）でございますけれども、こちらについては、訂正決定及び利用停止決定については、開示決定の期限と同様に、原則15日以内に短縮させることが望ましいという御提案を頂戴したところでございます。

続きまして、4、開示、訂正、利用停止（不開示範囲）というところで、次ページに移りましての（3）考え方ということで、ここは検討いたしましたけれども、新たな条例での調整規定は不要としていただきました。

5の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者ということで、こちらは任意代理人の取扱いでございますけれども、任意代理人の請求者本人の意思確認を適正・厳重に行った上で、国から示されるなりすまし防止策を積極的に講じる等、個人情報の保護に努めることが必要であるという御指摘をいただいております。

6の行政機関等匿名加工情報の提供というところで、（3）、令和5年4月1日の導入は見送ることとすることが妥当であるという結論をいただいております。

7の定義（条例要配慮個人情報）につきましては、6ページにお進みいただきまして、考え方というところで、また今後も検討を要するというところでいただいております。

8でございます。個人情報業務登録簿等の作成・公表につきましては、8ページにお進みいただきたいと思っております。こちらは、個人情報業務登録票、外部委託記録票、目的外利用記録票及び外部提供記録票の廃止は異議ないが、個人情報ファイル票を発展させ、個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましいという内容でございます。また、この公表につき、国の義務は対象1,000人以上ですが、世田谷区は対象1,000人未満を公表の対象とすることが望ましいというところでございます。

次に、9、審議会への諮問というところでございます。51ページの(3)の考え方というところでございます。改正法の第129条で審議会に諮問することができる規定があることから、今後も審議会機能を担保すべきである。また、これまで審議会が担ってきた区民監視や区民監査の側面を生かし、内部管理の一環として庁内のチェック体制を構築すべきである。さらに、一定程度の案件を審議会に報告し、区のホームページで公表することを求めるといった内容でございます。

大変駆け足で申し訳ございませんが、小委員会報告書の概要については以上となります。小委員会の報告書の内容につきましては、期間が短くて大変恐縮ではございますけれども、週明けの20日月曜日の正午までに、事務局まで御質問ですとか御意見とかお気づきの点等お寄せいただければ、そちらもできるだけ反映しまして、来週24日が第3回審議会となりますので、そちらに盛り込んだ形で、今後、できましたら答申書のたたき台をお示しさせていただいて、24日の審議会では、本日のような個別の諮問というよりは、法改正につきまして集中的に皆さんに御意見をいただきながら、しっかりと御議論いただいて、実りある形に取りまとめいただければと考えているところでございます。

事務局からの御報告につきましては以上でございます。ありがとうございます。

会長 では、内容につきましては、来週のこの場でしっかりと議論をしていきたいと思しますので、ぜひよろしくお願いたします。

今日は、小委員会からの報告書を親委員会で受け取ったということで、これをベースにして来週議論をしましょうということの確認です。

あと、スケジュールが今日事務局から示されましたので、とりわけスケジュールについて、何か御意見、御質問等々がありましたらいただければと思います。こんなタイトではというのはもちろんありますが。

委員 ずっとオンラインが原則なんですか。こういう状況になりまして、コロナもある程度落ち着いているという状況のようですけども、これから全部オンラインということが前提に日程が組まれているようですが、そのあたりはどうしてなんですか。

区政情報課長 事務局でございます。委員から今お話がございましたけれども、今回はリアルで開催ということで、久々に皆様のお顔が見える形でこのように開催させていただきました。本当にありがとうございます。こちら感染対策という意味では、今日はマイクを使わせていただいておりますけれども、なるべく接触しないとか様々配慮しながら、また換気等、今庁舎の改築をやっていてなかなか難しいという点もございまして、会議室も手狭

で、そういったこともあります。

また、オンラインでの環境というか、今後、諮問で皆様に資料をお送りしていますけれども、かなり分厚い資料だったりとか、様々な資料を画面で見させていただいたりすることも多々あるかと思ひまして、できましたら我々としてはオンラインの方向で進めさせていただければと考えております。もし一つの部屋のほうがよりいいというお声を頂戴するようなことがあれば、私どもとしても改めて相談させていただければと考えているところでございます。またそういった御意見を含めて頂戴できればと考えております。よろしくお願ひいたします。

会長 リアルのほうがいいんじゃないかという御意見だと理解いたしますので、それを踏まえて……。

委員 絶対いいというわけじゃないですが、皆さんも御都合があると思ひますので、世田谷区は広いので、ここまで距離がある方もいらっしゃると思ひますので、それは臨機応変に会長と、あと事務局でお話いただければと思ひます。お任せします。

会長 御意見を踏まえて少し検討いたします。

委員 ちょっと疑問に思っただけです。

会長 ありがとうございます。会議室の都合等がつかないと思ひますので、来週についてはまずオンラインと。それ以降については改めて考えてみたいと思ひます。スケジュールはよろしいでしょうか。

では、先ほどのことを確認いたしますが、ポイントは、来週のこの場が第3回審議会でありますけれども、今日出されている報告書をベースにしまして、個人情報保護条例の改正についての集中審議ということです。そのために、できれば20日月曜日の正午までに質問等がありましたらお寄せいただきたい。なぜ1回締切りを設けるかといいますと、その質問に答えるためには、あそこに積んであるすごい分厚いものを読み込まないといけないという問題があつて、私も今、家であれを持って苦闘していますけれども、一旦締切りを設けさせていただきますが、もちろん当日でも結構ですので御質問ください。

そして、今月30日には区長宛てに答申をする。ですから、1回の審議で答申、ちょっと申し訳ありませんけれども、そういうスケジュールでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ちょうどチャイムが鳴りましたね。おしまいにしましょう。最後に事務局、何か御報

告があればお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。本日は、長時間の御審議となりましたが、慎重に御議論いただきまして本当にありがとうございます。

1点だけ御報告ですけれども、先ほど委員から、諮問第982号のところでの数字、一旦数字だけは御報告して、またそこに対する御質問があるということでしたので、そこはまた個別に教えていただければ、場合によっては改めて皆様に御報告させていただきたいと思います。

先ほどの件数（見込み）4万1,000件の内訳として、1つは、要支援が約1万500件、こちらは約25%という数字でございます。要介護のほうは約3万500件、合計しますと4万1,000件の内訳で、要介護のほうは75%という内訳の数字でございましたので、一旦御報告させていただいて、その次の御質問があったということですので、そこについては改めて私ども聞き取って、皆様には御報告させていただければと存じます。

あとは、次回は先ほど会長から御説明いただいたとおりでございますが、また相談させていただきながらやらせていただきたいと思います。

今日は、本当に長時間に及ぶ御審議、誠にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

会長 ほかは何かありますでしょうか。よろしいですか。

3. 閉 会

会長 では、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。どうもお疲れさまでした。